

# 和光市 みどりの基本計画



令和4年3月  
和光市

和光市は、東京都心から20 km圏内にありながら、本市の特徴ともいえる湧水や斜面林等が多く存在し、自然環境に恵まれています。

みどりは、暮らしにうるおいや安らぎを与えてくれるほか、大気の浄化や都市気象を緩和するなど、様々な役割を果たしています。近年では、その機能を「グリーンインフラ」として社会における様々な課題解決に活用しようとする動きが世界的に広がっています。



そのような中、令和3年に最上位計画である和光市第五次総合振興計画基本構想が策定され、「みんなをつなぐワクワクふるさと和光」が都市将来像として掲げられました。この「ワクワク」は、本市の大切な地域自然である「湧き水」を想起させる言葉でもあり、本市の宝である自然資源を守っていく意思を示すものです。

一方で、交通利便性が高く、良好な居住環境を有する本市は、開発などにより身近なみどりが徐々に失われつつあり、都市の発展と自然環境保全との調和が大きな課題になっています。

湧水やみどりは、一度失ってしまうと取り戻すことができない和光市の宝です。

減少が避けられない中であっても、残すべきみどりを子どもたちやその先の世代にまで残したい。そして、その中で育った子どもたちが、この場所に愛着を持ち、ずっとここで暮らしたいと思えるようなまちにしたい。

こうした思いから、このたびの改定では、みどりの量やその存在価値にとどまらず、その利用価値を高め、魅力あるみどりにしていくための方針を盛り込みました。そして、みどりの保全・整備・維持管理から魅力発信、パートナーづくりまで、みどりに関する施策を効率的・効果的に一貫して実施していくため、前回の「緑の基本計画」と「緑地保全計画」を一本化し、新たに「和光すみどりの基本計画」を策定しました。

現在は、気候変動問題や新型コロナウイルス感染拡大など、世界的な課題が立ちはだかる困難な時代ではありますが、パートナーシップを大切にしながら創意工夫を重ね、みどりの将来像として掲げる「子どもたちが大人になっても暮らしたいと思える「湧き水」と「みどり」のまち」の実現に向け、施策を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、和光すみどりの基本計画見直し検討委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見等をいただいた皆様、並びに日頃より当市の緑地保全、緑化推進事業にご尽力いただいている皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月 和光市長

柴崎 光子



## 目次

<b>1章 みどりの基本計画について</b>	<b>1</b>
1-1 みどりの基本計画とは	1
(1) みどりの基本計画とは	1
(2) 計画における「みどり」	1
(3) 「みどり」の機能	2
1-2 計画の位置づけ	3
(1) 計画見直しの背景・目的	3
(2) 計画の期間	4
(3) 計画の位置づけ	4
<b>2章 和光市のみどりの現状と課題</b>	<b>5</b>
2-1 和光市の概要	5
(1) 広域的な位置	5
(2) 人口	5
(3) 土地利用	6
2-2 和光市のみどりの概要	7
(1) 特徴的なみどり	7
(2) みどりの現況	12
(3) 緑地評価と現地調査	13
(4) 市民や環境団体による自然環境の保全活動と行政との協働	18
(5) みどりに関する市民意向	19
2-3 前計画の進捗状況	20
(1) 進捗状況	20
(2) 主な成果	22
2-4 和光市のみどりの課題	24





<b>3章 みどりの将来像と目標</b> -----	<b>26</b>
3-1 みどりの将来像-----	26
3-2 みどりの基本方針-----	28
(1) 4つの基本方針-----	28
(2) 将来像を実現するための基本方針同士の関係-----	29
3-3 みどりの目標-----	30
<b>4章 将来像の実現に向けた取組</b> -----	<b>32</b>
4-1 施策の体系-----	32
4-2 施策の内容-----	33
基本方針1 みどりの維持-----	33
基本方針2 みどりの創出-----	39
基本方針3 みどりの魅力発信-----	43
基本方針4 みどりのパートナーづくり-----	46
4-3 重点プロジェクト-----	50
4-4 緑化重点地区と保全配慮地区-----	52
<b>5章 計画実現に向けて</b> -----	<b>53</b>
5-1 推進体制-----	53
5-2 進捗管理-----	54
<b>資料編</b> -----	<b>巻末</b>





# 1章 みどりの基本計画について

## 1-1 みどりの基本計画とは

### (1) みどりの基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法\*第4条に基づき、都市におけるみどりの保全や緑化に関する取組を進めるための目標や施策等を定めるものです。

「和光すみどりの基本計画」では、本市のかけがえのない“水とみどりの豊かな環境”を、子どもたちやその先の世代につないでいくための取組を示します。

そして、その取組を進めることは、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に寄与することにもつながります。



エスディー・ジーズ  
**SDGs** (持続可能な開発目標)

SDGsについて 資料編 p.1

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。

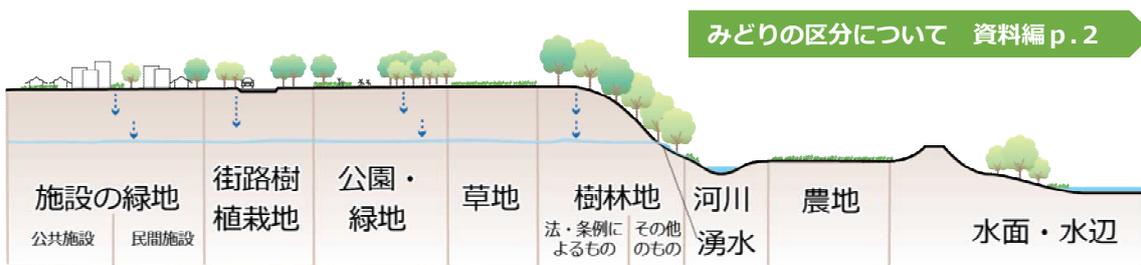
平成27年（2015年）の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、令和12年（2030年）までに世界が達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）が設定されています。

本計画と関連性が高い目標として11・13・15・17が挙げられます。



### (2) 計画における「みどり」

本計画で対象とする「みどり」は、水面・水辺、農地、河川、湧水、樹林地、草地、公園・緑地、街路樹・植栽地、施設の緑地などを対象とします。



\* **都市緑地法**：都市における緑地の保全や緑化の推進に関する事項について定めた法律。第4条に、市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができるとされています。



### (3) 「みどり」の機能

みどりは、まちに季節感を添え、暮らしにうるおいと安らぎ、活力を与えてくれます。

そして、地域の景観を形成するほか、大気の浄化や都市気象を緩和するなど、様々な役割を果たしています。また、都市内の貴重なオープンスペース\*であり、市民の暮らしを支えるグリーンインフラ\*として、私たちの生活に必要な不可欠なものとなっています。

みどりの機能を、下記に示します。

みどりの機能について 資料編 p.3~5



#### 環境を保全する機能

- \*気候変動や都市気象の緩和
- \*大気の浄化や騒音等の緩和



#### 生物多様性を確保する機能

- \*様々な生物の生息・生育環境の確保



#### レクリエーションの場を提供する機能

- \*やすらぎのある生活環境の提供、健康増進の場の提供
- \*散策やレクリエーション・遊びや学びの場の提供



#### 災害時に人を守る機能

- \*浸水や土砂災害をはじめとする自然災害による被害の軽減
- \*災害時における避難路・避難場所等の提供



#### 良好な街並みを形成する機能

- \*良好な街並みの形成
- \*歴史と文化を継承する郷土景観の形成



県営和光樹林公園

※ **オープンスペース**：公園、緑地、河川敷、街路空間や駅前広場等の、建物によって覆われていない敷地や場所のこと。  
 ※ **グリーンインフラ**：グリーンインフラストラクチャーの略で、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。



## 1-2 計画の位置づけ

### (1) 計画見直しの背景・目的

#### 社会情勢の変化

本市では、平成11年(1999年)に「和光市緑の基本計画」、平成21年(2009年)に「和光市緑地保全計画」を策定しており、以来10年以上が経過しています。その間、少子高齢化・人口減少の進行、異常気象等による自然災害リスクの高まり、地球環境問題の深刻化、国連でのSDGsの採択、デジタル技術の発展、社会のグローバル化、ライフスタイルの変化など、社会情勢が大きく変化しています。

また、平成29年(2017年)には都市緑地法などの一部が改正され、民間による市民緑地の整備を促す制度の創設や、緑の担い手制度の拡充、民間活力を最大限活かした都市公園の再生・活性化、都市農地の保全・活用を図り、みどり豊かで魅力的なまちづくりを推進するための内容が多く加わりました。

都市のみどりに関しては、グリーンインフラとしての重要性が高まる一方、公園施設の老朽化に伴う魅力の低下、行政の財政面・人材面の制約がある中での公園等の維持管理などの課題が生じています。また感染症の対策面からも、密の回避をはじめとする、都市のオープンスペースの多面的な機能が見直されています。

#### 本市を取り巻く環境の変化と本市の取組

全国的に少子高齢化・人口減少が進行する中、本市は、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線により首都圏からの交通利便性が高く、良好な居住環境を有する都市であることから、人口が市制施行以来一貫して増加しています。人口増加に伴い、各地域における土地区画整理事業の実施、民間による住宅開発、東京外かく環状道路整備に伴う和光北インターチェンジ周辺の開発が進められてきた結果、宅地が増加する一方、農地をはじめとするみどりの減少が顕著になっています。

そのような中で、本市では、社会情勢の変化等を受け、令和3年(2021年)にSDGsを踏まえた「和光市第五次総合振興計画基本構想※」が策定され、「みんなをつなぐワクワクふるさと和光」が都市将来像として掲げられました。この「ワクワク」には、楽しさや活力・賑わいといったイメージのほか、本市の大切な地域自然である「湧き水」を想起させる言葉としての意味が込められており、本市の特徴である自然資源を守っていく意思を示しています。さらに、同年に「第3次和光市環境基本計画」が策定され、「望ましい環境像」の4つの柱の一

※ 和光市第五次総合振興計画基本構想(令和3年(2021年)策定)：新たな将来都市像のもと、まちづくりの主体が市民であること、市民のつながりをつくっていくこと、生活者・来訪者含めてワクワクするまちであること、都市と田舎を兼ね備えた良さを今後も維持していくことなど、まちづくりにあたっての価値観等を示している。



つを「豊かな水と緑を守り育み伝えるまち」とし、本市が守り育ててきた環境を、次世代を担う子どもたちに伝えるための取組が進められています。

そのほか、官民連携による市庁舎周辺のにぎわい創出、市民協働によるみどりに関わるサポーター制度の充実等の様々な取組が進んでいます。

### 策定の目的

これまでの社会情勢の変化や本市を取り巻く環境の変化、みどりに対する市民ニーズの高まりなどを受け、みどりを単に保全・整備するにとどまらず、十分に活用し、質の高いみどりをつくり出していくことが求められています。

そのため、みどりの保全・整備から維持管理、魅力発信、パートナーづくりまで、一貫してみどりに関する施策を効率的・効果的に実施していくため、「緑の基本計画」と「緑地保全計画」を一本化し、「和光すみどりの基本計画」を策定します。

### (2) 計画の期間

本計画は、令和4年度(2022年度)から令和23年度(2041年度)までの20年間を計画期間とします。また、10年後の令和13年度(2031年度)には中間見直しを行う予定です。

### (3) 計画の位置付け

本計画は、「和光市第五次総合振興計画基本構想」を上位計画とする分野別計画です。環境基本計画や都市計画マスタープランなど、まちづくりに関連する様々な計画と整合を図ります。



# 2章 和光市のみどりの現状と課題

本市のみどりに関する現状を整理し、そこから導き出される課題を把握します。  
現状の整理と課題の把握は、以下のステップで行います。



## 2-1 和光市の概要

### (1) 広域的な位置

和光市は埼玉県最南端、東寄りに位置し、都心から北西 20km 圏内にある東京都への玄関口でもあります。

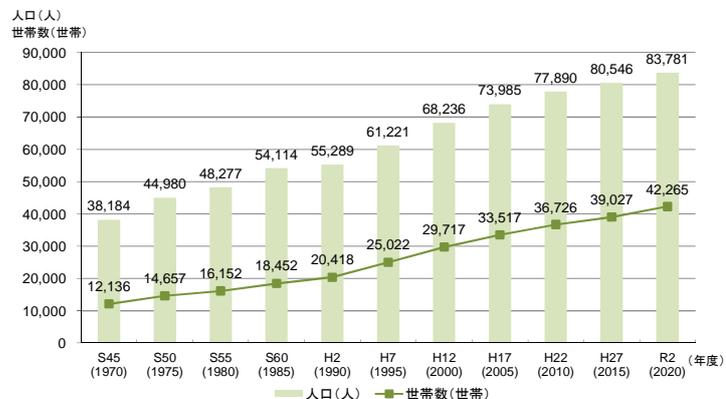
市域は東西約 2.5km、南北約 4.9km、面積は 11.04 km<sup>2</sup>です。東は東京都板橋区、南は東京都練馬区、西は埼玉県朝霞市、北は埼玉県戸田市に隣接しています。



和光市の位置

### (2) 人口

人口は、昭和45年（1970年）の市制施行以来、一貫して増加し続けており、令和2年度（2020年度）には、83,781人、42,265世帯となっています。



人口と世帯数の推移

(出典：住民基本台帳 各年度3月31日時点)

1章 みどりの基本計画について

2章 和光市のみどりの現状と課題

3章 みどりの将来像と目標

4章 将来像の実現に向けた取組

5章 計画実現に向けて

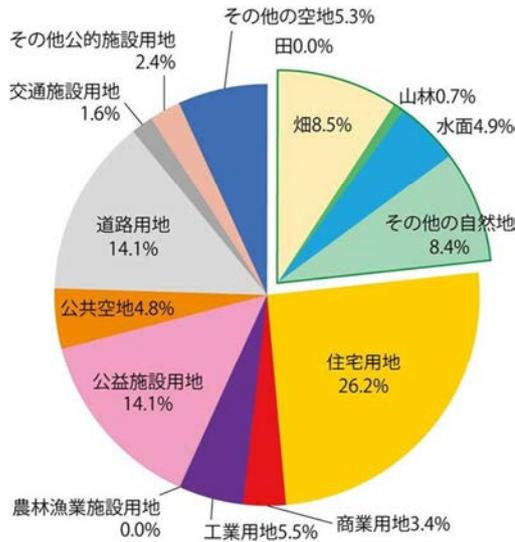
資料編



(3) 土地利用

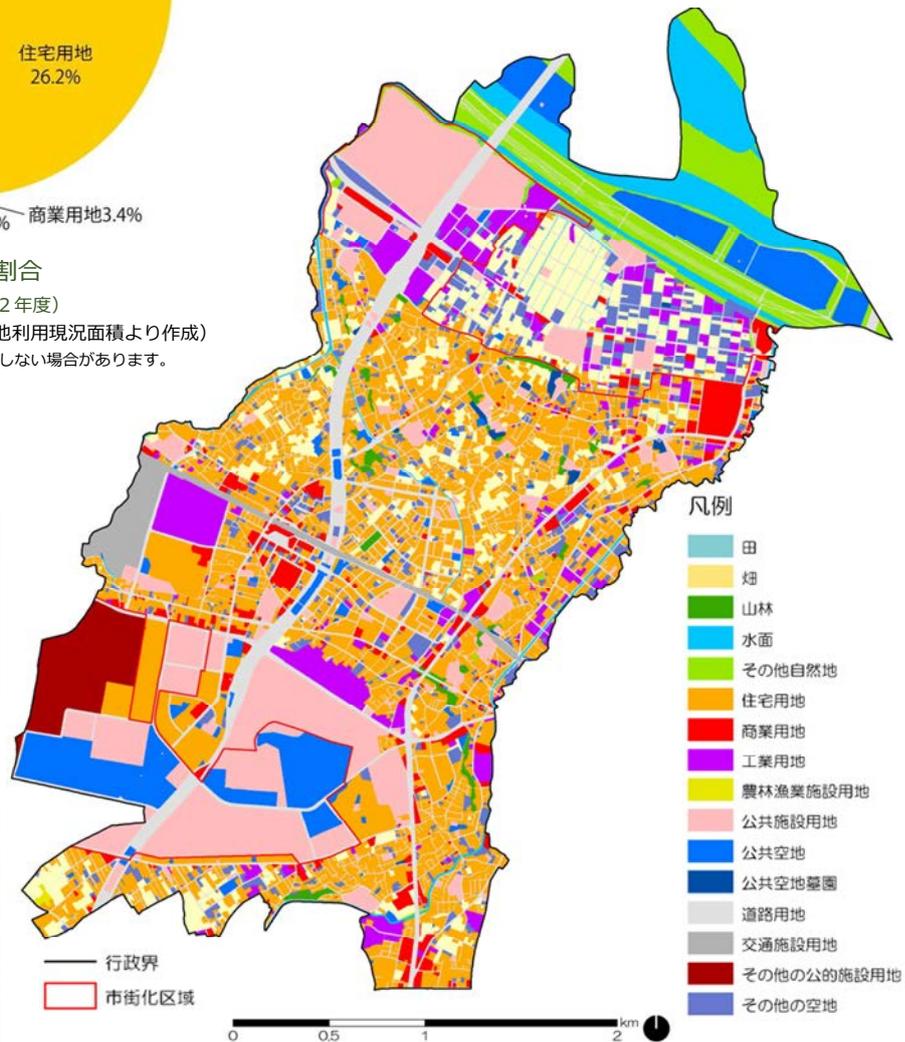
土地利用の割合は、住宅用地が26.2%で最も多く、次いで公益施設用地（14.1%）、道路用地（14.1%）、畑（8.5%）、その他の自然地（8.4%）の順となっています。

みどりに該当する土地（田、畑、山林、水面、その他の自然地）は、22.6%にとどまっております。特に本市の特徴である斜面林（山林）は、わずか0.7%となっています。



和光市の北端を流れる荒川

土地利用の割合  
(調査年度：令和2年度)  
(和光市都市計画基礎調査(令和2年)土地利用現況面積より作成)  
※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。



土地利用現況図

(和光市都市計画基礎調査(令和2年)GISデータより作成)



南側の広大な公共施設用地である  
理化学研究所と敷地内の調整池



牛房八雲台特別緑地保全地区の斜面林



1章 みどりの  
基本計画について

2章 和光市のみどりの  
現状と課題

3章 みどりの  
将来像と目標

4章 将来像の実現に  
向けた取組

5章 計画実現に向けて

資料編

## 2-2 和光市のみどりの概要

### (1) 特徴的なみどり

本市は、以下のような特徴的なみどりを有しています。

#### ◆武蔵野台地の崖線から流れる湧水

本市の地形は、荒川低地と武蔵野台地に大きく分類され、市の北側は荒川低地、南側は武蔵野台地が広がっています。台地は、白子川、越戸川、谷中川による浸食に伴う入り組んだ地形となっており、台地と低地の間に発達した崖線<sup>がいせん</sup>があることで、本市の特徴となる湧水が存在しています。

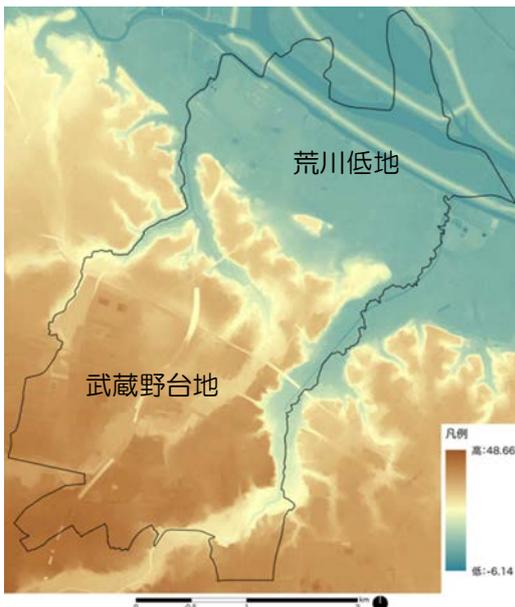
中でも白子川水系にある富澤湧水は、湧水を集めたタンクからポンプで揚水、配管し、洗濯や散水などの生活用水として今でも利用されています。また、斜面を覆う石垣の中腹に空洞を作って、その中に湧水を通した「石垣湧水道」は、2000年（平成12年）まで野菜洗いに使われていました。

湧水は、災害時の飲み水や生活用水ともなる自然の恵みであり、実際に関東大震災の時には大いに役立ったと伝えられています。



富澤湧水

湧水について 資料編 p.8



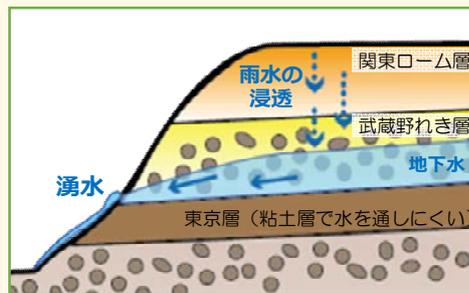
地形図（標高）

（基盤地図情報数値標高モデル（国土地理院）を用いて作成）

#### 湧水の仕組み

湧水は、台地に降った雨が地中にしみ込み、粘土質にさえぎられ、地下水となって、れき層と粘土層との境目から湧き出たものです。

湧水を保全するためには、涵養域<sup>かんよういき</sup>（上流に位置する雨水が地下にしみ込む場所）を守っていくことが重要です。

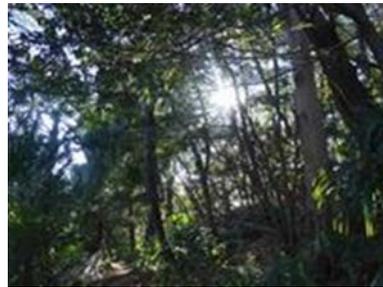


地層の断面図



### ◆斜面地を中心に存在する樹林地

市内の樹林地は、武蔵野台地の斜面地を中心に存在しており、越後山をはじめ、白子川、谷中川に沿って連なり、みどりの回廊をなしています。斜面下には湧水が点在し、特に白子2丁目には、斜面林と一体となった白子湧水群があります。このように、本市では、湧水と樹林地は切っても切れない一体の関係となっています。



白子宿特別緑地保全地区

樹林地には、特別緑地保全地区として指定されたものの他、大坂ふれあいの森、新倉ふれあいの森、上谷津ふれあいの森、午王山ふれあいの森などがあり、これらは民有地を市民緑地として契約することで保全しています。

### ◆湧水・樹林地を活かした特徴ある公園

市内には、自然の地形や湧水・樹林地を活かした柿ノ木坂湧水公園や、夏場に子どもたちが遊べる遊水施設のあるせせらぎ公園など、特徴のある公園が多くあります。



柿ノ木坂湧水公園

また、越戸川右岸を利用した越戸川赤池親水公園では、水辺に親しめる空間が整備され、子どもたちの遊びの場となっています。

総合公園である県営和光樹林公園は、自然の豊かな公園で、和光市総合体育館も立地し、レクリエーションの場として賑わいのある公園です。園内の広い草地のある広場では、親子がのびのびと遊ぶことができます。

埼玉県荒川右岸流域下水道処理施設の上部を利用した和光スポーツアイランドは、球技施設や多目的広場が設けられたスポーツを楽しめる公園です。

これらの公園は、市民のレクリエーションの場であると共に、動植物の生息空間でもあります。



県営和光樹林公園



### ◆貴重な動植物

湧水と樹林地が織りなす特徴的な環境には、様々な動植物が息づいています。

白子宿特別緑地保全地区には、ケヤキやムクノキ、シラカシなどの多様な植生の森が残り、その下部の水量豊富な富澤湧水には、サワガニなどの貴重な生き物を見ることが出来ます。大坂ふれあいの森には、ムクノキやイヌシデなどの落葉樹の自然な森があり、林床には、カタクリやイチリンソウ、ホトトギスなどの貴重植物が見られ、水辺を好むオニヤンマやヘビトンボなどが生息しています。越戸川に近い新倉ふれあいの森には、モウソウ竹の林があり、その周囲にキンランやギンラン、ヤマブキソウなど多様な貴重植物が生育しています。

越戸川にはアユが遡上し、カルガモが泳ぎ、ナガエミクリなどの水生植物も観察できます。また、台地上部の和光樹林公園内では、国内の絶滅危惧種であるヒロハアマナが生育し、春先に白い花を咲かせます。



カタクリ



ヤマブキソウ



ヒロハアマナ



キツネノカミソリ



イチリンソウ



ホトトギス



ギンラン



キンラン



ナガエミクリ



サワガニ

### ◆今に伝える歴史・文化とみどりのつながり

川越街道の宿場町であった白子宿には多くの湧水があり、道行く人の喉を潤してきました。白子の富澤湧水や漆台洗い場では、湧き出る水を野菜洗いに使っていました。白子熊野神社や新倉氷川八幡神社などの社寺境内には、古くからの鎮守の森があり、今も地域のお祭りが行われています。熊野神社の富士塚



白子宿の街並み

は江戸時代からの富士講\*にまつわるもので、自然と文化を結びつけています。昔の暮らしを顧みることができる新倉ふるさと民家園（旧富岡家住宅）は、地域の活動が活発に行われる活動拠点となっています。長照寺の大イチョウは、地域のシンボルです。

\* 富士講：富士山信仰の団体。講。



2章 和光市のみどりの  
現状と課題



熊野神社のお祭り

このように、樹林地や社寺林など、みどりのある空間は、人々の生活の場、時には、お祭りの場として人々の暮らしに深く関わり、地域の歴史・文化を育んでいます。

市内の河川や湧水の近くの台地には縄文時代からの遺跡が多く、当地が住みやすい環境であったことを示しています。古代の人が暮らしていた遺

跡が残る午王山遺跡は、令和2年（2020年）3月に国指定の史跡になりました。



熊野神社の富士塚からの風景



野菜の洗い場として利用されていた漆台洗い場と道祖神



新倉ふるさと民家園 イベント時には多くの人でにぎわう



午王山遺跡の看板と発掘の様子

1章 みどりの  
基本計画について

2章 和光市のみどりの  
現状と課題

3章 みどりの  
将来像と目標

4章 将来像の実現に  
向けた取組

5章 計画実現に向けて

資料編





### 湧水利用の名残を残す富澤湧水

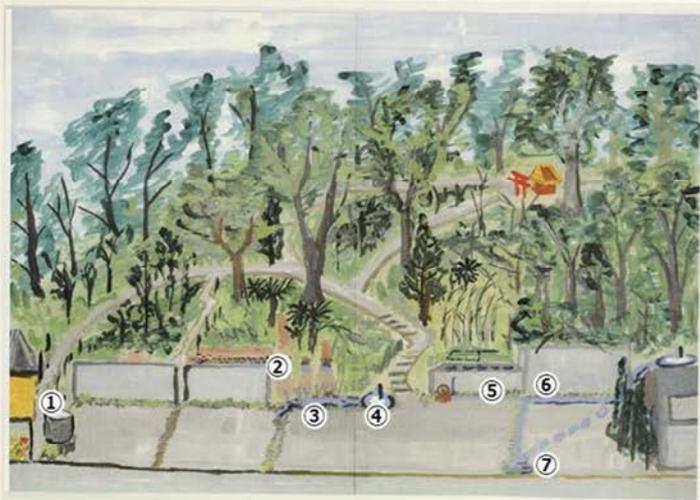
平成 27 年（2015 年）、「白子宿特別緑地保全地区」に指定されたこの場所に、和光市の代表的な湧水である「富澤湧水」があります。

富澤湧水は、2000 年頃まで野菜の洗い場として利用されてきました。今でも湧水を生活に利用していた名残が随所に残り、湧水利用の歴史の面影を残します。

また、崖地になっているため、地層の断面が露出し、地表から浸透してきた雨水が粘土質である東京層に遮られ、その上の武蔵野れき層から湧水として流れ出す様子が観察できる大変貴重な場所となっています。



湧水の仕組みが観察できる崖と富澤湧水



#### 【主な見どころ】

- ① 共同タンク
- ② 地層が見える崖
- ③ 富澤湧水路
- ④ パイプから出る湧水
- ⑤ 石垣湧水道
- ⑥ 湧水枿
- ⑦ 旧洗い場堰

白子宿特別緑地保全地区と富澤湧水絵図



湧水を利用した洗い場の様子（2000 年頃）



①共同タンク



⑤石垣湧水道



⑥湧水枿

NPO 法人和光・緑と湧き水の会発行「湧き水探検ワークブック」より

1章  
みどりの  
基本計画について

2章  
和光市のみどりの  
現状と課題

3章  
みどりの  
将来像と目標

4章  
将来像の実現に  
向けた取組

5章  
計画実現に向けて

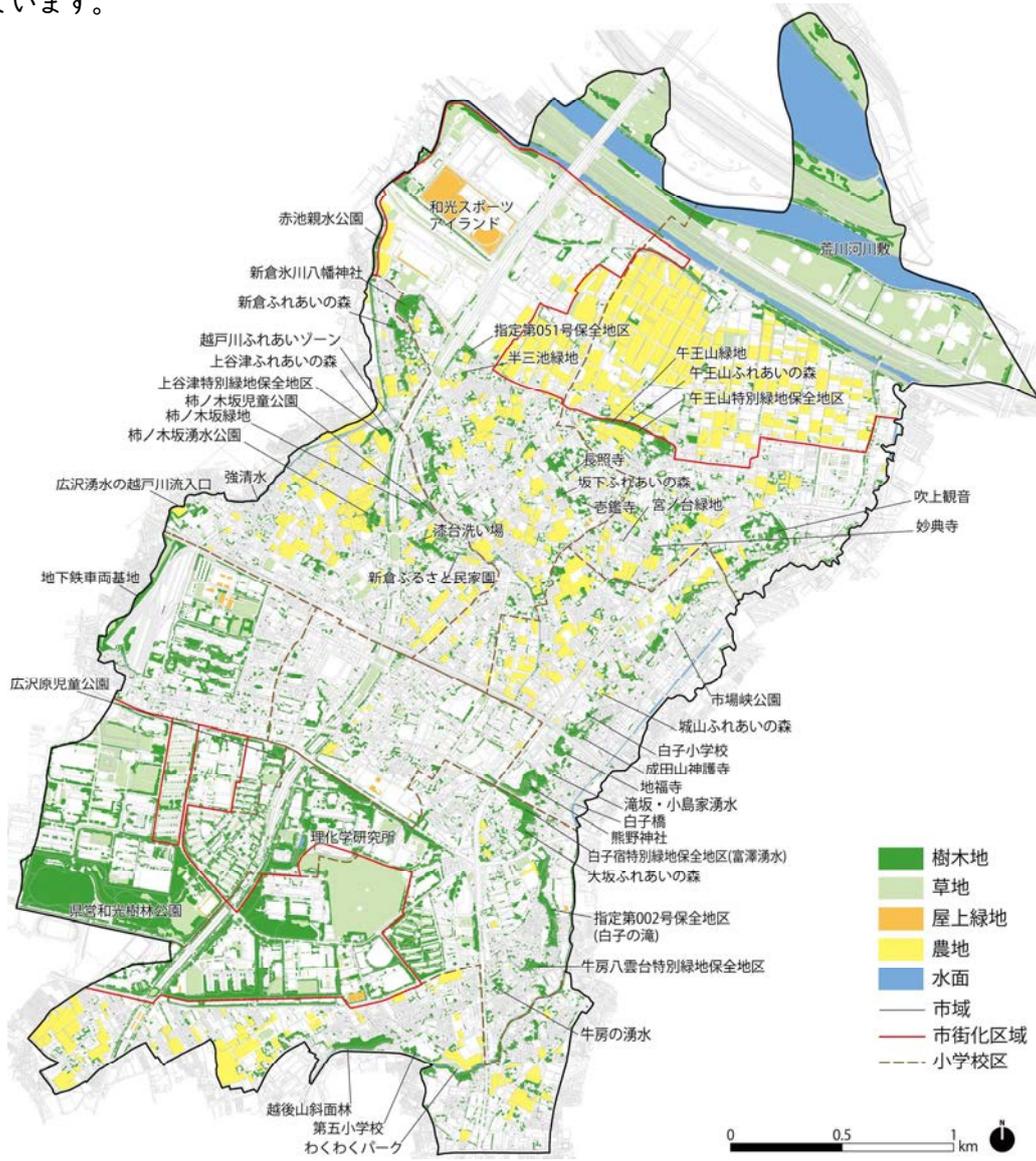
資料編



(2) みどりの現況

和光市内には、樹林地（社寺林、屋敷林、斜面林）、県営和光樹林公園などの公園、公共施設や集合住宅の樹木、農地など、様々なみどりがあります。

令和2年（2020年）に埼玉県により実施された身近な緑現況調査では、本市の市域に占める緑被\*の割合は、29.9%と算定されています。これは県南西部地域（朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町）の平均緑被率37.7%よりも低い値となっています。



みどりの現況図（緑被）

（出典：平成28年（2016年）緑被現況調査の緑被現況図と航空写真（令和元年（2019年）12月28日）より作成）

※ 平成28年（2016年）に実施された緑被現況調査の緑被現況図をベースとして、以後の大規模土地改変地は航空写真（令和元年（2019年）12月28日）をトレースして緑被の修正を加えた。

現況緑地の面積について 資料編 p.9

※ 緑被：上空から地表面を見下ろしたとき、植物に覆われている部分。



1章 みどりの基本計画について  
2章 和光市のみどりの現状と課題  
3章 みどりの将来像と目標  
4章 将来像の実現に向けた取組  
5章 計画実現に向けて  
資料編

### (3) 緑地評価と現地調査

本計画の策定にあたり、市内の緑地の現況を評価し、和光市らしい緑地等のあり方や保全・利活用の方策を検討するため、和光市みどりの基本計画見直し検討委員会による緑地の現地調査を行いました。

#### ① 評価項目の設定

評価にあたり、検討委員会で出された意見をもとに評価の視点を導き、評価項目と評価基準を決定しました。

評価項目は、今後の緑地等の存在価値や利用価値に着目し、評価基準については、評価内容それぞれの特性を踏まえ、3～4段階で整理しました。

また、緑地自体の評価とは別に、緑地保全の脆弱性を把握するため、土地の所有状況や法規制などについて整理し、緑地の安全性については、土砂災害警戒区域の指定状況を把握しました。

緑地の評価項目と評価基準

区分	評価の視点	評価項目	内容	評価基準
存在価値	特徴的な自然環境(生物多様性)	地形	和光市の環境特性である武蔵野段丘崖の斜面林であるか。	◎崖線に立地、○崖線ではないが特徴ある地形、×地形としての特徴はない
		湧水	和光市の環境特性である湧水があるか。	◎湧水量が豊富、○湧水あり、△染み出し程度・過去に湧水あり、×なし
		現存植生	武蔵野の雑木林が継承されているか。	◎常落広葉樹主体、○混交林、△竹林・針葉樹林、×伐採跡地群落等
		階層構造	各階層(高木層・亜高木層・低木層・草本層)の粗密のバランスが、適切な管理によって維持されているか。	◎良好、○階層あり、△不良、×樹木なし
		貴重種	貴重種が生息しているか。	◎多数生息、○生息、△貴重種を移植・生息の可能性あり、×なし
		不可逆性	失ってしまうと、和光市の他の場所では、取り戻すことができない動植物や環境があるか。	◎多数あり、○あり、×なし
		連坦性(ユニットの形成)	異なる生息環境が一体となって多様な生物生息空間を形成しているか。(例:斜面林+湿地+畑地、樹林地+草原)	◎+湿地+草原、○+草原等、△若干の草原、×なし
		生物生息地の拠点	生物生息地の規模が大きいか。	◎2,500㎡以上、○2,499~1,500㎡、△1,499~1,000㎡、×999㎡以下
	身近なみどりの充足度	地域の緑被率	地域のみどりは充足しているか。(みどりの不足域にある緑地か)	◎15%未満、○20%未満、△30%未満、×30%以上
	都市気象の緩和	ヒートアイランド現象の緩和	樹林が涼やかな空間を形成しているか。	◎-2℃以下、○-1.9~1℃、△-0.9~0℃、×平均輝度温度以上
都市水害の軽減	都市水害の軽減	雨水浸透面の規模が大きいか。	◎2,500㎡以上、○2,499~1,500㎡、△1,499~1,000㎡、×999㎡以下	
歴史文化資源との一体性	社寺や歴史文化資源との一体性	社寺や歴史文化資源と一体性があるか。	◎社叢・文化財を包含または隣接、○文化資源的価値あり、×なし	
利用価値	子供の遊び場	子供の遊び場実績	子供が遊んでいるか。(子供にとって魅力がある遊び場か)	◎よく遊んでいる、○時々遊んでいる、×なし
		都市公園や学校との近接の有無	都市公園等や学校が隣接・近接しているか。	◎一体性あり、○近接している、×なし



区分	評価の視点	評価項目	内容	評価基準
利用価値	子供の遊び場	散策路の有無	散策路があるか。	◎散策路あり、○散策路あり（整備不良）、△散策路はなくても散策可能、×なし
		地域の公園面積	地域の公園は不足しているか。	◎999㎡以下、○1,000～2,499㎡、△2,500～4,999㎡、×5,000㎡以上
	環境教育	環境教育	環境教育のフィールドとして利用されているか。	◎よく利用、○時々利用、×なし
	交流・ふれあい	交流の場	地域のコミュニケーションや交流の場となっているか。	◎よく利用、○時々利用、△一部団体等による利用、×なし
		場の利用	よく利用されているか。（来訪者が老若男女問わず一定数以上いるか）	◎よく利用、○時々利用、△一部団体等による利用、×なし
		協働管理	協働管理がなされているか。	◎あり、○自治会等による一定の管理、×なし
		立ち入り可否	立ち入れるか。	◎立ち入り可、○公開日あり、△私有地、×不可
		活動連携	活動の横の連携があるか。	◎活動の連携が活発、○連携あり、△各活動主体あり、×なし
バリアフリーユニバーサルデザイン	バリアフリーユニバーサルデザイン	幼児・高齢者・障害者でも利用できるか。	◎車いす可能、○手摺等がある、△困難だが利用可、×不可能	
地域の見守り	地域や管理団体の見守り	地域や管理団体による見守りがあるか。	◎地域の目に触れやすい、○管理団体による見守り、×なし	

※「連坦性」、「生物生息地の拠点」、「都市水害の軽減」は、隣地にも緑地がある場合、その緑地と合わせた面積で評価

※地域の緑被率：当該緑地から半径250mのエリアの緑被率（対象緑地の面積は除外）

※ヒートアイランド現象の緩和：ランドサットデータ（2019.8.19 AM10:16 頃）による地表面推測輝度温度図による平均輝度温度との気温差（緑地の輝度温度 = 市街化区域平均輝度温度 - 対象緑地最低輝度温度）

保全脆弱性	所有	土地の所有状況	◎公有地、○社寺林、△借地、×民有地
	法規制	法による網掛け	◎公有地・特別緑地保全地区、○法規制はないが持続性あり、△ふれあいの森等借地・保全地区、×なし
防災	土砂災害警戒区域指定	土砂災害警戒区域指定の有無	指定なし、指定あり

## ② 調査対象地の選定

市内に多く存在する緑地から、下記のとおり調査対象地を選定しました。

平成28年に実施した緑被率の調査から1,000㎡以上の緑地を抽出



その中から委員会での下記の意見を踏まえて抽出

- 和光市の特徴的なみどりは斜面林と湧水である
- 法的に担保されておらず、担保性が脆弱である

①午王山ふれあいの森、②新倉ふれあいの森、③外環上部丸山台広場、④漆台洗い場、⑤柿ノ木坂湧水公園、⑥上谷津ふれあいの森、⑦白子宿特別緑地保全地区・富澤湧水、⑧大坂ふれあいの森、⑨熊野神社、⑩地下鉄車両基地、⑪越後山斜面林、⑫県宮和光樹林公園



更に主として下記の視点で候補地を追加

- 公有地化した緑地
- 「水」を含む特徴的な緑地

⑬牛房八雲台特別緑地保全地区、⑭半三池緑地、⑮柿ノ木坂緑地、⑯宮ノ台緑地、⑰午王山緑地、⑱午王山特別緑地保全地区、⑲上谷津特別緑地保全地区、⑳城山ふれあいの森、㉑坂下ふれあいの森、㉒第002号保全地区（白子の滝）、㉓第051号保全地区、㉔理化学研究所、㉕わくわくパーク

これにより、25箇所の緑地を選定しました。



### ③ 現地調査 ～和光市の湧水と緑地を巡る～

みどりの専門家として㈱ビオトープギルド代表の三森典彰氏とネイチャーガイドの佐々木知幸氏を招き、選定した調査対象地を巡り、緑地の評価を行いました。

#### 実施概要

- 実施日 : ① 令和3年5月12日(水)、13日(木)、② 7月27日(火)  
 対象 : 緑地25箇所  
 参加者 : ① 16名(和光すみどりの基本計画見直し検討委員会委員8名、みどりの専門家2名、事務局6名)  
 ② 5名(事務局5名)

#### 主な意見

- 人の手が入った緑地は居心地の良さを感じる。緑地に対する愛着形成にもつながる。
- 緑地の今の姿だけに注目するのではなく、将来どのような緑地にしたいのか、どのような生き物が生息していたらいいのかを考え、維持管理の方法を工夫するといふ。
- 人と生物の関係をバランス良く保っていくためには、人の視点だけでなく、生物の視点からも謙虚に、真摯に考えて維持管理する必要がある。
- 樹林地とそれを涵養域とした湧水は貴重で魅力的であり、一度失ってしまえば取り戻すことはできない。
- 将来的に市内に魅力的な拠点がたくさんでき、イベントなどを通じてみどりや生き物を楽しむことができるようになると良い。
- 住宅地に隣接する緑地では、近隣住民との関係性も非常に重要である。



調査前に緑地の概要を説明  
(午王山ふれあいの森)



湿地帯に分布する植生が広がる  
(新倉ふれあいの森)



草地に生息する昆虫を観察  
(外環上部丸山台広場)



調査後の講師による講評  
(白子宿特別緑地保全地区)

現地調査について 資料編 p.10~12



④ 緑地評価

各緑地の評価結果は以下のとおりです。

		総合評価		参 考		
		存在 価値	利用 価値	保全脆弱性		土砂災害警戒 区域指定
				所有関係	法規制等	
越戸川・谷中川流域	地下鉄車両基地	◎	△	D	B	指定なし
	柿ノ木坂湧水公園	○	◎	C	C	指定なし
	上谷津特別緑地保全地区	○	◎	A	A	指定なし
	上谷津ふれあいの森	○	◎	C	C	指定なし
	漆台洗い場周辺	◎	○	D	D	指定なし
	柿ノ木坂緑地	○	△	A	A	指定なし
	新倉ふれあいの森	◎	◎	C	C	指定なし
	外環上部丸山台広場	△	○	C	B	指定なし
	理化学研究所	○	○	D	B	指定なし
	県営和光樹林公園	○	◎	A	A	指定なし
その他の流域	指定第 051 号保全地区	○	△	D	C	指定なし
	半三池緑地	○	△	A	A	指定あり
	坂下ふれあいの森	○	△	C	C	指定なし
	午王山特別緑地保全地区	◎	○	A	A	指定あり
	午王山ふれあいの森	◎	○	C	C	指定あり
	午王山緑地	◎	○	A	A	指定あり
	宮ノ台緑地	△	△	A	A	指定なし
白子川流域	城山ふれあいの森	△	◎	C	C	指定なし
	熊野神社	◎	◎	B	B	指定なし
	白子宿特別緑地保全地区 (富澤湧水)	◎	○	D	A	指定なし
	大坂ふれあいの森	◎	◎	C	C	指定なし
	指定第 002 号保全地区 (白子の滝)	◎	△	D	C	指定あり
	牛房八雲台特別緑地保全地区	○	○	A	A	指定あり
	わくわくパーク	◎	◎	A	A	指定なし
	越後山斜面林	○	△	D	D	指定なし

※保全脆弱性の評価

所有関係 A：公有地 B：社寺林 C：借地 D：民有地

法規制等 A：公有地、特別緑地保全地区 B：規制はないが、永続性あり

C：ふれあいの森・借地・保全地区 D：法規制なし

本評価は、計画策定に伴う現地調査の評価であり、よりよい緑地にするための施策の検討に役立つ  
ものです。また、今後も継続的なモニタリングを行い、随時見直しを行います。



総合評価の高い主な緑地には、以下のような特徴があります。

#### ◆新倉ふれあいの森

複雑な地形と湿地や竹林などの多様な環境があり、生物多様性に富むとともに、市民活動も活発で、貴重植物をはじめ人が楽しめるような資源が多くある。



新倉ふれあいの森

#### ◆熊野神社・白子宿特別緑地保全地区 (富澤湧水)・大坂ふれあいの森

熊野神社にはシラカシの巨木を含む常緑の鎮守の森や富士塚があり、富澤湧水や大坂ふれあいの森では湧水が流れる様子を観察できる。歴史・文化的な要素を多く持ち、環境教育の場となっている。

#### ◆県営和光樹林公園

規模が大きく草地や樹林地など様々な環境が存在するほか、昔からの自然も残っており、個性のある公園となっている。また、イベント等の市民活動が活発に行われている。

#### ◆わくわくパーク

広場と水辺が一体となった親水空間として整備されている。川岸には雑木林や湧水が見られ、豊かな自然観察の場となっているほか、環境団体が定期的に維持管理している。(通常は非公開)



わくわくパーク

#### ◆柿ノ木坂湧水公園

日影のできる水辺や斜面は、貴重な動植物の生息地となっている。また、子どもたちの遊び場、地域住民の憩いの場となっている。

#### ◆午王山特別緑地保全地区・午王山ふれあいの森

常緑樹が多く暗い印象はあるが、斜面下は日が入ることもあり、植生に多様性がある。維持管理団体の活動に加え、学生との合同保全活動や芝桜の季節には一般公開が行われている。(通常は非公開)



午王山特別緑地保全地区・ふれあいの森



#### (4) 市民や環境団体による自然環境の保全活動と行政との協働

本市では、市民や環境団体が自分たちの手で身近な自然を保全する活動が活発に行われてきました。そのような市民たちの自発的な活動を支援するため、様々な協働事業が行われています。

ふれあいの森は、市と市民団体とが協働で維持管理を行い、保全されています。さらに、環境団体による身近な自然を紹介する自然観察会や、タケノコ掘りなどのイベントが行われたり、学生ボランティアを迎えての保全活動や、小学生の環境教育も盛んに行われています。

公園では、公園サポーター等による公園の清掃活動やパトロールが行われるほか、ハーブガーデン等公園の特色となるような花壇づくりが行われています。子育て支援団体が開催するプレーパークでは、子どもたちが自由に遊べる場や安心して過ごせる居場所を提供し、そこで過ごした体験が、子どもたちの地域への愛着を深めます。

また、協働事業による成果として、「和光市湧水環境調査報告書」がまとめられたり、刊行物として、「和光市自然環境マップ」や「わこう公園マップ」が作成され、広く市民に配布されています。



保全活動（新倉ふれあいの森）



自然観察会（大坂ふれあいの森）



湧水調査（富澤湧水）

主な活動団体について 資料編 p.13



植栽の管理（広沢原児童公園）



プレーパーク（柿ノ木坂湧水公園ほか）



1章 みどりの  
基本計画について

2章 和光市のみどりの  
現状と課題

3章 みどりの  
将来像と目標

4章 将来像の実現に  
向けた取組

5章 計画実現に向けて

資料編

## (5) みどりに関する市民意向

市で実施した都市計画マスタープランや環境基本計画の策定に向けたアンケートから、みどりに関する市民意向をまとめました。

### ◆市の魅力となっているみどり

和光市のイメージや魅力について、「東京近郊の住宅都市」や「通勤・通学等に便利」といった意見に次いで多いのが「自然環境に恵まれたみどり豊かな都市」という意見です。和光市の自慢・好きなところでも「みどりが豊か」といった意見が多くなっており、みどりを市の魅力として捉えていることが分かります。

また、市の将来像についても、「自然環境に恵まれたみどり豊かな都市」を挙げる人が2割以上おり、今後もみどり豊かな市であることが望まれています。



越戸川合流ゾーン

### ◆湧水の認知度

市の地域資源として思い浮かべるものとしては、「自然」関係が最も多く、中でも4割近くが「公園（和光樹林公園）」を挙げています。次に多いのが「湧き水・水資源」で2割強ですが、30-40歳代の人々の回答が低く、年代によっては認知度が低いと言えます。

### ◆みどりに対する満足度と優先度

身の回りの環境についての満足度では、「みどりの豊かさ」に対する満足度が最も高く、約4割が満足していますが、取組の優先度としても4割強の人が優先的に取り組むべきと答えており、緑地保全と緑化推進が求められています。

また、「環境について学ぶ場」や「催し」、「活動に対する支援」の満足度は1割にも満たず、ソフト面でのみどりの満足度は低いと言えます。

その他、「夏場の高温・異常気象への対応」の満足度が低く、優先度は高くなっているため、夏場のヒートアイランド対策が求められています。

市民意向について 資料編 p.14~17

【参照したアンケート】

- 第五次和光市総合振興計画和光市民意識調査（18歳以上）令和元年6月
- 都市計画マスタープラン策定のための市民アンケート（18歳以上、中学生）令和2年10月
- 第3次和光市環境基本計画策定のための市民アンケート（18歳以上、小学生）令和2年7月



## 2-3 前計画の進捗状況

前計画である緑の基本計画及び緑地保全計画の進捗状況を以下のとおり整理しました。

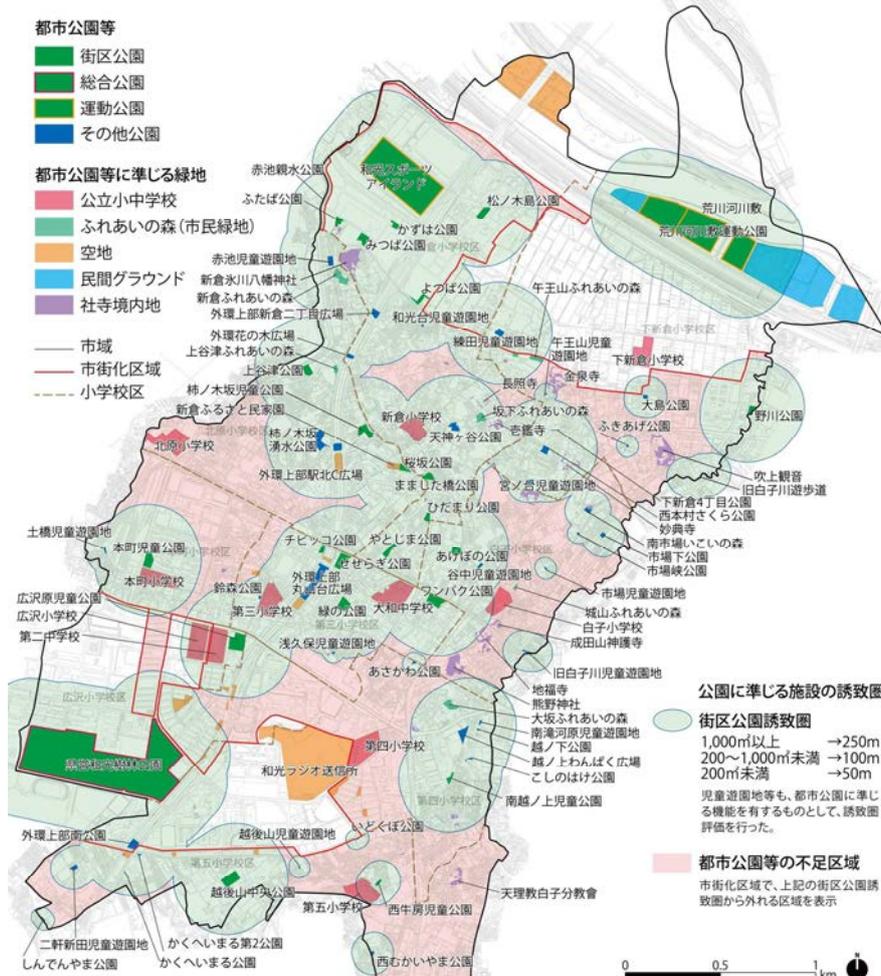
### (1) 進捗状況

#### ◆公園

市内で3番目に大きな公園である和光スポーツアイランド(8.11ha)をはじめ、前計画から新たに26公園(11.2ha)を整備し、現在63公園(45.5ha)となっています。

一人当たりの公園面積は、前計画策定時より増えましたが、都市公園法に基づく公園である都市公園の長期目標(78.0ha、10㎡/人)には達していない状況です。

一方、公園の面積が増えたこともあり、維持管理コストは増加傾向にあります。



公園の整備状況(都市公園等の配置と不足域)

身近な都市公園等の充足状況について 資料編 p.18

公園・緑地の維持管理コストについて 資料編 p.19



1章 みどりの基本計画について  
2章 和光市のみどりの現状と課題  
3章 みどりの将来像と目標  
4章 将来像の実現に向けた取組  
5章 計画実現に向けて  
資料編

### ◆特別緑地保全地区・市民緑地等の緑地

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大を防止し、都市における良好な自然環境を形成している緑地で、伝統的・文化的価値を有する緑地、優れた地域景観や動植物の生育地となる緑地です。これまで、特別緑地保全地区として4箇所（午王山特別緑地保全地区、牛房八雲台特別緑地保全地区、上谷津特別緑地保全地区、白子宿特別緑地保全地区）計8,432㎡を指定しました。

市民緑地は、都市緑地法に基づき、都市内にみどりとオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るため、土地所有者などの申出に基づき、所有者と契約を締結して、一定期間、住民の利用に供するために設置・管理する緑地です。本市では、「ふれあいの森」として市民に親しまれています。これまで6箇所（新倉ふれあいの森、大坂ふれあいの森、上谷津ふれあいの森、城山ふれあいの森、午王山ふれあいの森、（仮称）坂下ふれあいの森）計9,378㎡で市民緑地契約を結びました。

また、市有地として4箇所（半三池緑地、柿ノ木坂緑地、宮ノ台緑地、午王山緑地）計2,799㎡の緑地を保全しています。

	前計画 平成11年(1999年)	現状 令和2年(2020年)
特別緑地	0㎡	8,432㎡
市民緑地	0㎡	9,378㎡

法や条例等に基づくみどりについて 資料編 p.20

### ◆農地

平成11年(1999年)に144haあった耕地面積は一貫して減少しており、現在は96haですが、市民のレクリエーションの場として農地を活用・充実させるため、市民農園を2箇所から9箇所に増設しました。

生産緑地は、生産緑地法に基づき、良好な都市環境を確保するため、市街化区域内の農地がもつ緑地機能に着目し、農林業との調整を図りつつ定める農地です。

現在38.0haとなっており、引き続き新たな指定を受け付けると共に、特定生産緑地<sup>\*</sup>への指定手続きを進めています。

	前計画 平成11年(1999年)	現状 令和2年(2020年)
市民農園	4,674㎡	15,166㎡
生産緑地	37.9ha	38.0ha

農業・農地について 資料編 p.21

<sup>\*</sup> 特定生産緑地：生産緑地の指定から30年経過する日が近く到来することとなる地区について、買取申出が可能となる期日を10年延期したもののこと。



◆その他の民有地の緑化

緑の保護および緑化推進に関する条例により民有地のまとまった樹林地や樹木を保全地区※として2地区、保存樹木として529本指定し、保全しています。それぞれ条例制定時より増加していましたが、近年は開発等により減少しています。保存樹木制度については、指定樹木の質を向上させるため、指定要件の見直しを行いました。

その他、まちづくり条例による開発時の緑化や、イベントでの苗木配布、緑のカーテンの普及啓発、ビオトープの設置等の取組を進めてきました。

	前計画 平成 11 年 (1999 年)	現状 令和 2 年 (2020 年)
保全地区	3,183 m <sup>2</sup>	7,267 m <sup>2</sup>
保存樹木	780 本	529 本

みどりに関する支援制度について 資料編 p.22

(2) 主な成果

◆市民緑地（ふれあいの森）

市内に残る貴重な自然環境を保全し、市民に利用してもらうため、市民緑地として土地所有者から緑地を借り、利活用を図ってきました。

新倉ふれあいの森や大坂ふれあいの森、上谷津ふれあいの森、午王山ふれあいの森では、市民と協働で保全活動をすると共に、みどりを楽しむイベントや環境学習を実施しています。



大坂ふれあいの森

◆和光スポーツアイランド

和光スポーツアイランドは、埼玉県荒川右岸流域下水道処理施設の上部を利用した運動公園で、令和3年（2021年）4月に全面供用が開始されました。

公園には、軟式野球場、テニスコート、サッカー場、フットサル場、多目的広場等があり、10月より指定管理者による管理が始まりました。



和光スポーツアイランド

※ 保全地区：条例により、自然環境の保護や美観および風致を維持するため、緑地の保全を図っている地区。



### ◆和光市駅南口駅前広場の広场景観形成

和光市駅南口駅前広場の整備にあたり、市民を交えたワークショップ等を通して、駅前広場の景観形成の方針をつくりました。景観形成の方針では、駅前広場を市の玄関口や中心拠点として位置づけ、「誰もが利用しやすい人に優しい空間づくりに配慮したバリアフリー・ユニバーサルな施設づくり」を原則とし、「色彩や公共サイン（案内板や注意看板）」の他、「配置・規模」、「形態・意匠」、「みどりと調和」等における考えをとりまとめました。

方針の「みどりと調和」に基づく取組として、市民団体や住民、企業参加による植栽も行われています。



和光市駅南口駅前広場

### ◆下新倉小学校における緑化

平成28年度（2016年度）に開校した下新倉小学校では、武蔵野の面影を残す斜面林等と調和するように、地域の雑木林を構成する樹種を用いた緑地が整備され、特に夏場は木蔭で休憩できるクールスポットとなっています。この緑化計画は、「平成30年度埼玉県彩の国みどりの優秀プラン賞」を受賞しました。



下新倉小学校



登校風景



校庭のトラックの外周に広がる芝生



親子除草の様子



ピクニックランチの後のお楽しみタイム



## 2-4 和光市のみどりの課題

本市のみどりに関する現状・市民意向等を踏まえ、みどりの課題を整理します。

### 課題1 減少の危機にさらされているみどりを守る

本市の特徴である湧水や斜面林を失うことのないよう、緑地や公園、農地等のみどりを保全する必要があります。また、市内のみどりを誰もが利用しやすい環境にすることにより、市民に愛されるみどりを維持していくことが求められます。

- 開発等により減少の危機にさらされている湧水や斜面林といったみどりを保全していくことが必要です。特に、緑地は民有のものが多く、存続が懸念されることから、担保性を高める必要があります。
- 今までは緑地の存在価値が注目されていましたが、今後は、緑地自体の質を向上させ、利用価値を高めることも必要です。
- 市内の緑地は、地形や生態系それぞれに特徴があるため、その特徴を活かした、緑地ごとに異なる維持管理手法を取り入れる必要があります。
- 年々増加する緑地・公園の維持管理コストや公有地化に対応するため、収益を生み出す仕組みづくりや財源を集める仕組みづくりが必要です。
- 公園利用者のニーズの多様化に対応しつつ、近隣住民の声も踏まえた公園ルールや利用の仕組みづくりの検討が必要です。



持続性が担保されていないみどりについて 資料編 p.23

### 課題2 偏りなく享受できるよう 新たなみどりをつくる

市内の公園の分布に偏りがみられるため、地域にある学校や社寺等のみどりを柔軟に活用することが求められます。また、まちを緑化していくことで、地域のみどりを新たにつくることも必要です。

- みどりの存在場所には偏りがあり、地域によってはみどりに触れる機会の少ない場所もあることから、不足域にみどりをつくる必要があります。
- 宅地開発に伴う提供公園は、規模が小さく使いにくいといった課題もあり、そのあり方を考えることが必要です。
- 公園整備に限らず、建物の外構や壁面・屋上を活用した緑化など、様々な手段を講じて、地域に不足するみどりを増やしていくことが必要です。



- 緑のカーテンなど、各家庭で取り組める緑化を推進することが必要です。



### 課題3 みどりの魅力・良さを発掘し 広く市民に発信する

みどりに関心を持ち、みどりを愛する人を増やしていくためには、みどりの良さを掘り起こし、その良さを広める必要があります。

- みどりに関心を持ってもらうためには、みどりに関する理解を深めたり、みどりの新たな魅力や活用法を知ることが必要です。
- みどりの魅力を掘り起こすためには、本市の緑地を客観的に見ることができ、みどりの専門家などに協力してもらうことが必要です。
- みどりの良さを広く伝えるために、緑地・公園・農地の利用体験・ワークショップなどみどりに触れる機会を設けていくことが必要です。
- みどりを教育の観点から広げていくためには、学校における環境教育や、市民団体による環境学習が必要です。
- みどりの魅力を広く伝えていくために、みどりに関する情報の収集・公表、SNSの活用などの取組を実施していく必要があります。



### 課題4 みどりを支える市民や団体を育て つなげる

市内のみどりを保全・活用していくため、市民や市民団体等の育成を図ると共に、みどりの輪をつなげていくことが求められます。

- 本市には市民団体がみどりを守り続けてきた歴史があり、これからも市民や市民団体の協力は不可欠です。
- 一方で、団体の会員は高齢化しているため、団体の技術を伝承しつつ、緑地管理に携わる人や団体を増やしていくことが必要です。
- 新たなみどりの担い手を増やしていくためには、みどりの担い手になるきっかけづくりとなるような講座等が必要です。
- みどりの活動を大きく広げていくためには、みどりに関わる主体だけでなく、企業や教育機関等、より多くの主体との連携が必要です。





## 3章 みどりの将来像と目標

### 3-1 みどりの将来像

和光市の地形は、武蔵野台地と荒川低地にまたがり、白子川、越戸川、谷中川により台地が浸食され、長い年月をかけて形成されてきました。そのため、東京都心から20km圏内にありながら多くの斜面林のみどりや、きれいな湧き水が存在しています。この豊かな「湧き水」と「みどり」は、一度失ってしまうと二度と取り戻すことのできないものです。

また、「みどり」には、存在することによる価値と、利用することによる価値の2つの価値があり、私たちには、良好な住環境やコミュニティの場を提供し、子どもたちには、身近な自然に触れられる場や、遊びの中で触発され好奇心を育てる学びの場を提供してくれるかけがえないものです。

だからこそ、この貴重な「みどり」は、和光市の宝であり、私たち大人が、子どもたちや、その先の世代に残し、つないでいかなければならないものです。

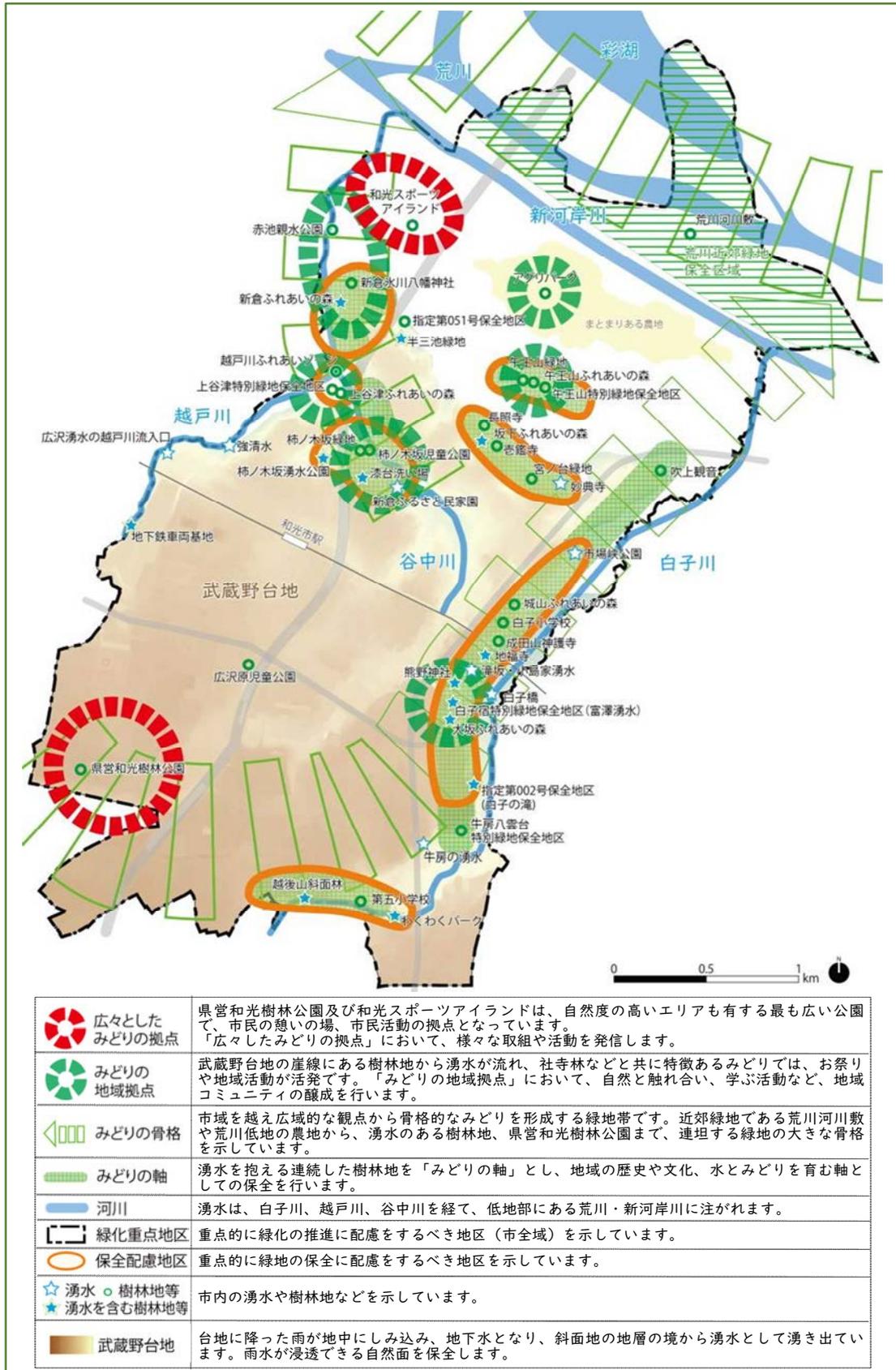
和光市の「湧き水」や「みどり」の中で、学び育った子どもたちが、この場所に愛着を持ち、大人になってもこの「湧き水」や「みどり」のみずみずしいまちで暮らしたいと思える場所を私たちが残し、維持していくことは大切なことです。

これらを踏まえ、和光市のみどりの将来像を以下のとおりとします。

子どもたちが大人になっても暮らしたいと思える  
「湧き水」と「みどり」のまち



和光市のみどりの将来図は以下のとおりです。



1章 みどりの基本計画について

2章 和光市のみどりの現状と課題

3章 みどりの将来像と目標

4章 将来像の実現に向けた取組

5章 計画実現に向けて

資料編



## 3-2 みどりの基本方針

### (1) 4つの基本方針

将来像を実現するために、みどりのまちづくりの方向性として4つの基本方針を定めます。これらの基本方針を踏まえ、施策を展開します。

#### 基本方針 1

#### みどりの維持

豊かな水とみどりの空間を、安全で快適な生活を支える社会基盤（グリーンインフラ）や生物の貴重な生息地として守ると共に、みどりを一層市民に愛される場として育てていくことで、次世代に和光のみどりをつなぎます。



#### 基本方針 2

#### みどりの創出

公共のみどりを生み出すと共に民有地のみどりを増やす取組を進めます。また、地域の中の既存のみどりや空間を活かす取組を並行して進めます。



#### 基本方針 3

#### みどりの魅力発信

多様で貴重な和光市のみどりの魅力を掘り起こし、多くの人にみどりの良さを発信すると共に、イベント等のみどりに触れる機会を増やし、その魅力を体感する取組を進めます。



#### 基本方針 4

#### みどりのパートナーづくり

和光市のみどりを支えてきた団体の活動を支援すると共に、新たなみどりのパートナー※を育成します。そして、その活動をより活発にするために、団体同士の連携を促進します。さらに、企業や教育機関等と連携した取組を進めます。



※ みどりのパートナー：みどりに関係する活動を行っている市民や活動団体等を表します。



1章 みどりの基本計画について  
2章 和光市のみどりの現状と課題  
3章 みどりの将来像と目標  
4章 将来像の実現に向けた取組  
5章 計画実現に向けて  
資料編

## (2) 将来像を実現するための基本方針同士の関係

将来像を実現するためには、子どもたちにとって身近に「湧き水」と「みどり」を感じられる環境が残るように、今あるみどりを減らさないことが大切です。また、減らさないだけでなく、みどりを新たに作り出すことも求められます。

さらに、そのみどりに愛着を持ってもらうため、多くの人にみどりの魅力を発信し、その良さを実感してもらうことで、みどりに関心を抱き、愛する人を増やします。

そして、すでにみどりのパートナーとして活動している人を支援したり、みどりを愛する人からみどりのパートナーとして活動をするきっかけをつくったりすることで、みどりのパートナーを増やし、育てます。

その多くのパートナーがみどりの活動に関わることで、さらなるみどりの維持やみどりの創出につながり、より一層、みどりの質や量が向上し、豊かなみどりの環境になります。

このように、4つの基本方針が、みどりを育む持続的な好循環（スパイラル）を創り出すことにより、大人になっても暮らしたいと思える「湧き水」と「みどり」のまちを実現します。



基本方針の持続的な好循環関係



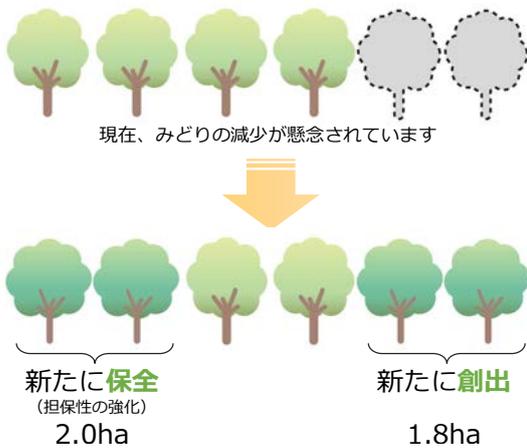
### 3-3 みどりの目標

本計画を進めていくにあたり、4つの方針に基づく取組の効果や、日々の暮らしにおけるみどりの豊かさを図る指標として、以下の5つの目標を掲げます。

基本施策ごとの目標について 資料編 p.26,27

#### 目標1 保全・創出するみどりの面積

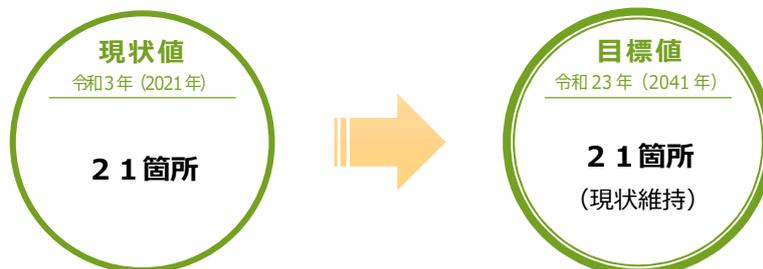
本計画の取組により、新たに保全するみどり<sup>※1</sup>を2.0ha、新たに創出するみどり<sup>※2</sup>を1.8haにすることを目指します。



- ※1 新たに保全するみどりとは、担保性の低い「市民緑地」や「借地公園」を公有地化したり、「民有地の緑地」を法や条例等により新たに指定したりしたみどりを指します。
- ※2 新たに創出するみどりとは、区画整理等により新たに創出する「公園等」を指します。

#### 目標2 湧水の箇所数

本計画の取組により、湧水の箇所数を維持していくことを目指します。



和光市の大きな特徴である湧水ですが、開発等により涵養域となるみどりが失われることで水源が絶たれ、枯れてしまうおそれがあります。現在、市内には富澤湧水、大坂ふれあいの森、白子宿特別緑地保全地区、漆台洗い場など21箇所の湧水を確認しており、取組によりこれら全てを維持します。

なお、本目標は「第3次和光市環境基本計画」と共通の目標となっており、目標達成に向けて環境基本計画と連携して取組を推進します。



1章 みどりの基本計画について

2章 和光市のみどりの現状と課題

3章 みどりの将来像と目標

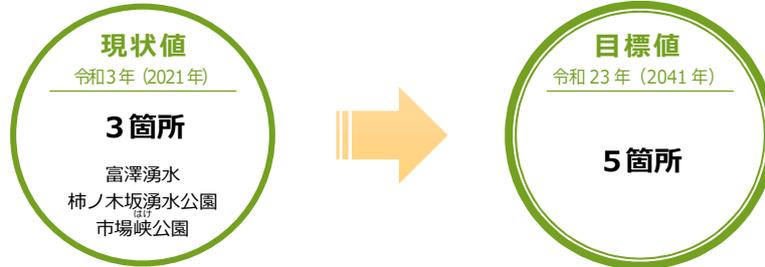
4章 将来像の実現に向けた取組

5章 計画実現に向けて

資料編

### 目標3 湧水に親しめる環境の整備

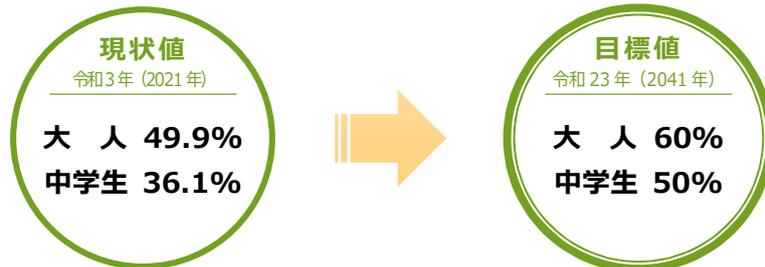
湧水がせせらぎとなって流れる様子が観察でき、そこで子どもたちが湧水に触れ合えるような環境を整備します。



湧水の価値や魅力をより市民に知ってもらうため、既存の湧水地の整備を行い、市民が楽しみ、身近に感じられる水辺を増やします。

### 目標4 みどりを市の魅力と感じる人の割合

本計画の取組により、みどりを市の魅力と感じる市民の割合を約10%高めます。



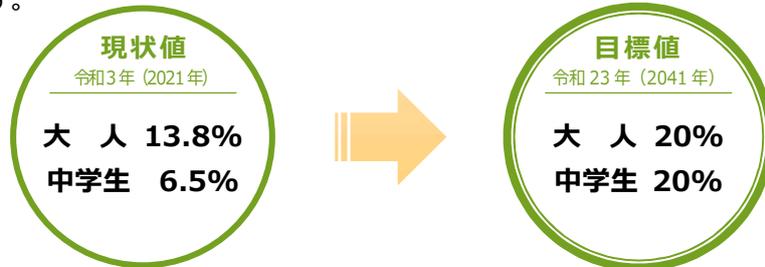
※ 都市計画マスタープラン策定のためのアンケートを指標として活用します。

現在、「和光樹林公園、荒川などの水とみどりに恵まれている」を市の魅力とを感じる市民の割合は、子どものほうが低い値となっています。大人も子どもも楽しめるみどりを増やすことで、みどりを市の魅力とを感じる市民の割合を高めます。

指標としたアンケートについて 資料編 p.24

### 目標5 「自然環境が豊か」なので和光市に住み続けたい人の割合

本計画の取組により、「自然環境が豊か」を定住理由として選択する人の割合を20%まで高めます。



※ 都市計画マスタープラン策定のためのアンケートを指標として活用します。

定住理由には、交通の利便性や買い物のしやすさなど様々な理由が挙げられていますが、豊かな自然環境を守ることで、みどりに親しみを持つ市民を増やし、この割合を高めます。

指標としたアンケートについて 資料編 p.25

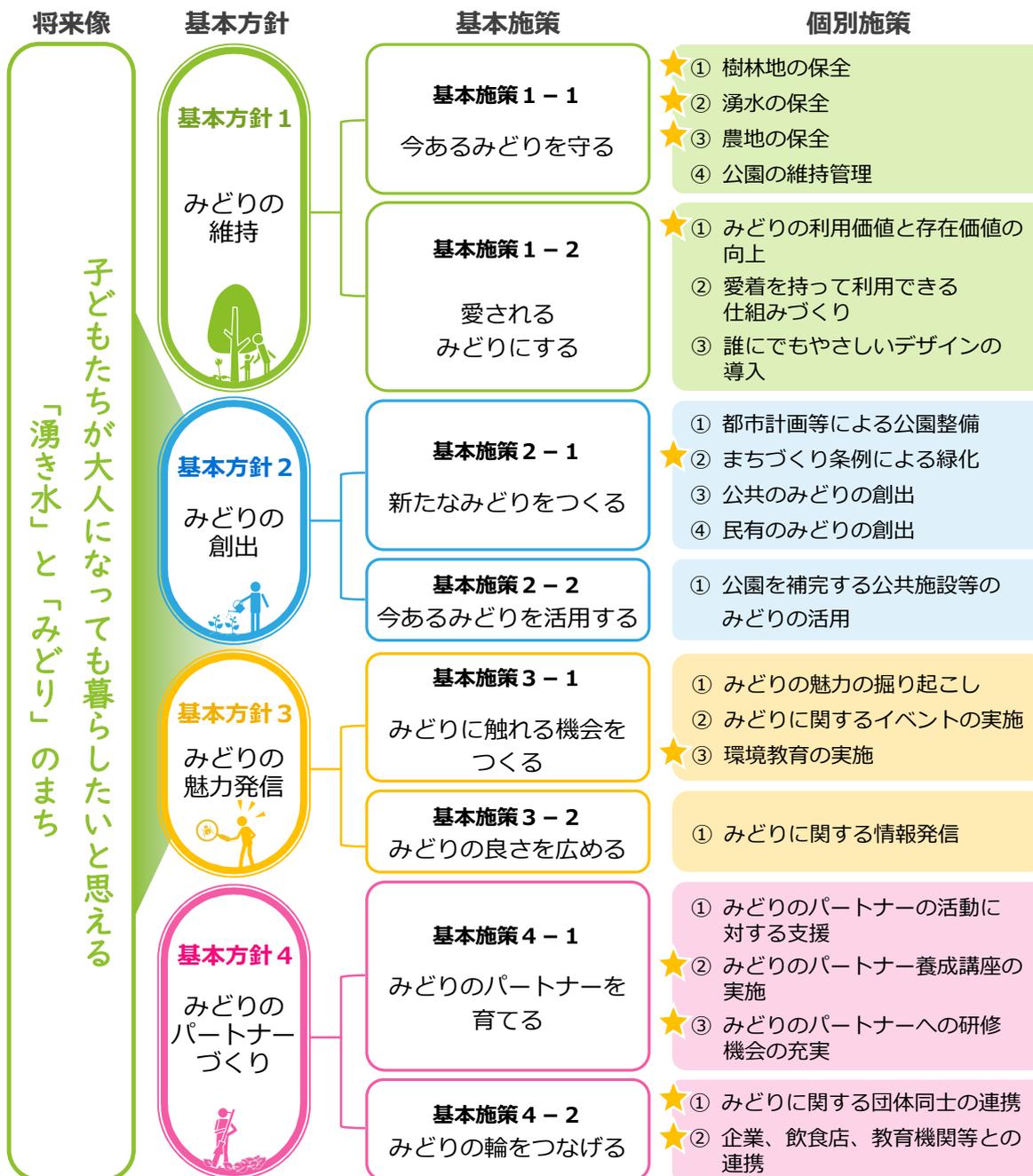




# 4章 将来像の実現に向けた取組

## 4-1 施策の体系

みどりの将来像の実現に向けて、以下の施策を展開していきます。



★ 重点プロジェクトに関連する施策

重点プロジェクトについて p.50



1章 みどりの基本計画について

2章 和光市のみどりの現状と課題

3章 みどりの将来像と目標

4章 将来像の実現に向けた取組

5章 計画実現に向けて

資料編

## 4-2 施策の内容

基本方針に基づき、具体的な取組として以下の施策を展開します。



### 基本方針Ⅰ みどりの維持

#### 基本施策Ⅰ-Ⅰ 今あるみどりを守る

樹林地や水辺・湧水といったみどりの空間は、都市のヒートアイランド現象や地球温暖化防止に寄与すると共に、生物の貴重な生息地でもあり、安全で快適な生活を支える社会基盤（グリーンインフラ）となっています。

本市の豊かなみどりは、一度失ってしまうと二度と取り戻すことのできないものであり、これ以上失うことのないよう、今あるみどりを守ります。

#### ■ 個別施策① 樹林地の保全 ■

- 特別緑地保全地区制度や市民緑地制度等を活用し、樹林地を保全します。
- 市民との協働により生物多様性に配慮した維持管理を進めます。
- 土砂災害リスクの軽減を図るため、安全点検・安全対策を推進します。
- 市民や企業の緑地保全への理解を深め、公有地化を含めた、緑地保全の財源確保に努めます。
- 市内全域の緑被率等の調査や、緑地の現地調査を定期的実施します。

特別緑地保全地区や市民緑地、保存樹木・保全地区等の制度を活用し、既存指定箇所の維持及び新規の指定により、今ある樹林地の保全を進めます。

市民緑地については、専門家による助言や評価を取り入れ、生物多様性に配慮しながら市民と協働で管理を行います。さらに、誰もが気持ちよく緑地を利用できるように定期的な樹木の剪定や草刈り、施設補修を行います。



新倉ふれあいの森の保全活動



また、特に斜面林において、今後危惧される土砂災害のリスク軽減を図るためにも、安全点検や地すべり防止等の安全対策を推進します。

CSR※活動など、企業の力を取り込んだ樹林地の保全是、対象樹林地の保全に止まらず、他企業への波及効果や、参加者のみどりへの理解促進にもつながることから、積極的にこれを進めます。

みどりを保全するためには、公有地化を行うことも一つの方策ですが、それをするためには大きな財源が必要となるため、市民や企業の緑地保全に対する理解を深め、「湧き水緑地トラスト制度※」、クラウドファンディング、ネーミングライツの活用等による財源確保を検討します。

樹林地の将来的な継続についても、公有地化に向けた財源確保と共に、所有者との関係性を重視し、保全への理解や協力が得られるよう情報発信等に取り組みます。

また、今あるみどりが守れているか、みどりの存在価値や利用価値が高まっているかを確認するため、定期的に市内全域の緑被率等の調査や緑地の現地調査を実施します。



緑地の現地調査

持続性が担保されていないみどりについて 資料編 p.23

### ■ 個別施策② 湧水の保全 ■

- 市民団体等と湧水の保全方策の検討を進めます。
- 湧水保全に必要な涵養域を守るため、湧水保全区域の指定を検討します。
- 雨水浸透機能を有した施設の導入検討や緑化により、市街地の地下水涵養を促進します。
- 湧水に親しみが持てるよう、湧水のある風景をつくります。
- 湧水が注ぐ白子川等の河川を、まちに残された身近な自然空間として活用します。

湧水を今後も保全していくため、専門家の協力も得ながら、湧水を守る活動をしている市民団体等と共に保全方策を検討します。

湧水はその場所を保全するだけでなく、その涵養域を保全することが重要です。湧水量を維持するために、涵養域である上流の樹林地や農地、草地等の自然面を保全します。市街地でも、雨水を浸透・



大坂ふれあいの森での湧水観察

※ CSR：企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）。これにより、企業によるみどりの保全や創出に関する様々な取組が全国で活発に展開されている。

※ 湧き水緑地トラスト制度：和光市では、市と市内環境団体とが、湧き水や緑地を保全するための基金や寄附のあり方、その活用についての制度化に向けて検討を行っています。



貯留しやすい自然面の増加に加え、雨水浸透機能を有した透水性舗装の活用や雨庭（レインガーデン）※・緑溝（バイオスウェル）※導入の検討、雨水浸透施設設置に対する助成制度による雨水浸透ます等の普及を進め、地下水の涵養を促進します。さらに、涵養域を湧水保全区域として指定し、より効果的に湧水を保全する検討を進めます。

和光市の湧水は、生態系保全の観点だけでなく、歴史・文化の観点からも重要です。湧水の仕組みや湧水のある環境の大切さ、そして文化的価値を理解し、愛着を持ってもらうため、市民が親しめる湧水やせせらぎのある風景をつくります。

さらに、湧水が注ぐ白子川、谷中川、越戸川は、まちに残された貴重な水辺空間です。生物の生息環境を確保し、住宅地にうるおいをもたらす身近な自然空間として活用を図ります。



文化的価値のある漆台洗い場

### ■ 個別施策③ 農地の保全 ■

- 農業従事者となる担い手の育成と確保をします。
- 農業委員会と連携し、農地の適正管理や農地の利活用を行います。
- 市民農園の充実を図るなど、荒川沿いの農地の保全と活用を進めます。
- 生産緑地の維持のため、特定生産緑地・新規生産緑地の指定を行います。

農業従事者数が年々減少するなかで、担い手の育成と確保をするために、都市農業支援事業補助金の充実や認定農業者・農業者団体への支援、新規就農者育成、援農ボランティア制度を推進します。また、農業委員会と連携し、農地利用状況調査や適正管理指導による農地の保全を行い、耕作放棄地や遊休農地を解消するための農地の貸借などの利活用を推進します。



市の北側に広がる農地

荒川沿いの農地は、緑地と農地が一体的に保全され、生物の生息環境・防災面などからも重要です。市が設置する市民農園の充実を図るなど、市民の憩いの場・自然とのふれあいの場として活用します。

農地の機能について 資料編 p.4,5

※ **雨庭（レインガーデン）**：屋根や歩車道の雨水を集め、一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させるための透水性の植栽スペース。

※ **緑溝（バイオスウェル）**：雨水を移動させながら一時滞留や浸透させる植栽帯。



生産緑地については、指定から30年を迎える農地について地権者の意向をもとに審査し、今後も農地として保全できるよう、特定生産緑地の指定を進めていきます。また、農業者の意向を踏まえ、新規の生産緑地の指定も行っていきます。

### ■ 個別施策④ 公園の維持管理 ■

- 遊具等の施設が安全に使えるよう定期的な点検を行うと共に、生物多様性に配慮した植栽等の管理を行います。
- 公園の収益性や魅力向上のため、民間活力の導入等を行います。

公園を安心安全で快適に利用できるよう、遊具等の施設の定期的な点検を行うと共に、樹木の剪定や草刈り等の維持管理を行います。植栽の管理にあたっては、生物多様性への配慮の視点を取り入れ、そこを住处とする生き物のために部分的に草丈を高く残すなどの工夫をします。



せせらぎ公園の複合遊具

また、増加する維持管理コストを補いつつ公園の魅力を上向きさせるため、企業と連携し、公園の資源を活用して収益を生み出す仕組み作りを検討するほか、P-PFI\*の導入を検討します。

市内の広々としたみどりの拠点として挙げた和光スポーツアイランドでは、指定管理者制度を導入し、ソフト面の機能充実を図ると共に維持管理を行います。



#### 遊具の『リスク』と『ハザード』

『リスク』は遊びの楽しさに伴う危険です。遊びにはある程度の危険が伴うもので、この危険への挑戦が楽しさにつながり、さらには危険を回避する能力や、危険を予知する能力が養われます。

『ハザード』とは本来あってはならない危険のことを指し、遊具の破損等による事故がないよう定期的な点検等により取り除いていく必要があります。



みつば公園のクライミングウォール

\* P-PFI : Park-PFI の略。平成 29 年 (2017 年) の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として注目されている。



1章 みどりの基本計画について  
2章 和光市のみどりの現状と課題  
3章 みどりの将来像と目標  
4章 将来像の実現に向けた取組  
5章 計画実現に向けて  
資料編

## 基本施策1-2 愛されるみどりにする



みどりを守り次世代に引き継いでいくためには、その価値や必要性が理解され、多くの人から愛されることも重要です。

愛着を持ってみどりを利用できるような仕組みをつくり、誰もが利用しやすいみどりの環境を整えます。

### ■ 個別施策① みどりの利用価値と存在価値の向上 ■

- 利用者のニーズを把握し、利用したくなる公園や緑地を整備します。
- それぞれの個性や特徴を活かしたふれあいの森ごとの将来像と保全方針づくりを進めます。

子どもから高齢者まで、誰もが憩い、快適に利用できるよう、利用者や近隣住民を交えたワークショップなどを通じてニーズを把握し、魅力あるみどりにする検討を行い、利用価値を高め、公園や緑地の利用促進を図ります。



新倉ふれあいの森で将来像を語らう

ふれあいの森は、それぞれの森の個性や特徴を活かす維持管理を行うことで、その存在価値を高めます。さらに、誰もが入りやすく、地域の憩い

の森となるよう、森の利用者や近隣住民の意見を踏まながら、管理している市と市民団体とで森の将来像を描き、保全方針を作ることでその利用価値を高めます。



### 緑地ごとの将来像を描く

緑地は、それぞれに個性を持っています。

地形、日当たり、植生、湧水や水辺の有無、生息している生き物といった自然的要素や、人の出入り状況、活動団体の有無、利用の仕方といった人的要素は、緑地それぞれで異なります。

その固有の環境を守りつつ利用価値を高めるためには、地域住民が今ある緑地とどのように関わり、どのような緑地をつくっていくかといった方向性を示す緑地ごとの将来像や保全方針が必要です。



### ■ 個別施策② 愛着を持って利用できる仕組みづくり ■

- 公園が地域のコミュニティ広場として利用される仕組みづくりを検討します。
- 公園ごとの状況に応じた利用マナーの啓発や公園ワークショップの実施を検討します。

公園が日々の暮らしの中での身近な場所となることで愛着を持ってもらえるよう、地域のコミュニティ広場として、自治会等のイベントでの利用を促進するなどの仕組みづくりを検討します。

また、公園の利用方法によっては近隣住民や利用者同士のトラブルの原因となることもあります。トラブルを防ぐためにも、公園ごとの状況に応じた利用マナーの啓発や利用者や近隣住民を交えた公園ワークショップの実施を検討します。



子どもによる公園ワークショップ

### ■ 個別施策③ 誰にでもやさしいデザインの導入 ■

- 公園や緑地において、障害のある人を含め、誰もが使いやすいデザインを導入します。

ベビーカーや車いすを利用する人、障害のある人等を含め、誰もが使いやすく楽しめる公園や緑地とするため、ユニバーサル・インクルーシブデザインに配慮した園路や遊具等の改修や設置を進めます。



車いすでも入りやすい和光樹林公園



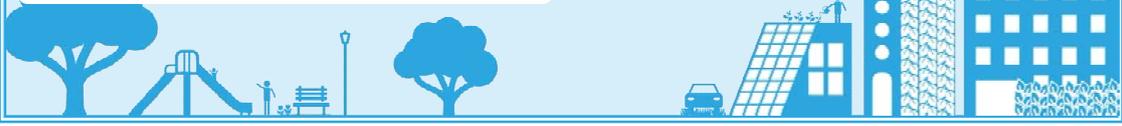
#### ユニバーサル・インクルーシブデザイン

「ユニバーサル」は「すべてに共通の／普遍的な」、「インクルーシブ」は「包み込むような／包括的な」という意味で、「ユニバーサル・インクルーシブデザイン」は「すべての人のためのデザイン」「みんなにやさしいデザイン」という意味です。

「ユニバーサル・インクルーシブデザイン」は、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つ様々な個性や違いを包み込めるよう、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどをつくっていかうとする考え方です。



## 基本方針2 みどりの創出



### 基本施策2-1 新たなみどりをつくる



みどりは、公園の整備をはじめ、住宅地、駐車場などへの植栽や、学校などの公共施設の壁面緑化や屋上緑化といった取組により、新たに増やすことができます。その際、在来植物を植えることで、地域固有の自然環境を守ることもできます。

このようなみどりを新たにつくる工夫を重ね、市内のみどりを増やします。

#### ■ 個別施策① 都市計画等による公園整備 ■

- 土地区画整理事業等の開発にあわせて公園の整備を進めます。
- 提供公園は小規模で利用方法が限定されるため、必要性やあり方を検討します。

土地区画整理事業が進められている地区においては、事業にあわせて新たな都市公園等の整備を進めます。

民間の住宅開発に伴い整備される提供公園は、小規模な公園であり利用方法も限られ、維持管理コストも発生することから、現状の使われ方を把握し、必要性やあり方を検討すると共に、それを踏まえたまちづくり条例の見直しを検討します。

また、都市公園は、子育て支援や高齢社会等の課題に対応できるように、その機能の見直しや、公園の配置・再編について検討します。



区画整理により整備されたやとじま公園



遊水施設のあるせせらぎ公園

市街地整備について 資料編 p.7

1章 みどりの基本計画について

2章 和光市のみどりの現状と課題

3章 みどりの将来像と目標

4章 将来像の実現に向けた取組

5章 計画実現に向けて

資料編



■ 個別施策② まちづくり条例による緑化 ■

- 一定規模の開発がある場合には、敷地内の緑化を進めます。
- 開発の際には、湧水を保全するためにも、雨水浸透機能を有した施設の導入促進を検討します。

一定規模以上の開発においてルールを定めている「まちづくり条例」に基づき、開発がある場合には、敷地内（駐車場や建物の屋上を含む）の緑化を推進します。

また、湧水を保全していくためにも、雨水の流出抑制効果のある透水性舗装の活用や、雨庭（レインガーデン）・緑溝（バイオスウェル）の導入を検討し、涵養を促進します。



まちづくり条例による集合住宅の緑化



和光市まちづくり条例

安心・安全で快適な活力あるまちづくりを推進し、住みやすいまちの実現に寄与することを目的に、平成 18 年（2006 年）に制定されました。

無秩序な開発の防止、住みやすい環境や景観のための協定事項等を定めており、みどりの分野においては、公園・緑地の創出、緑化、雨水浸透施設の設置、自然環境の保全等の規定が盛り込まれています。

緑化については、用途地域の区分によりますが、樹木の植栽や駐車場緑化、屋上緑化等により原則開発区域の面積の 10%以上を緑化するよう規定されており、これに基づき設計図面の確認や開発完了時の植栽状況等の検査を行い、開発地における適正な緑化面積の確保を行っています。



### ■ 個別施策③ 公共のみどりの創出 ■

- 公共施設の緑化等、都市機能とのバランスに配慮しながら公共のみどりを創出します。

市内の公共施設において、緑のカーテンの設置や校庭等の草地化、ビオトープの設置などを進め、まちなかでのみどりの拠点形成を進めます。

また、市街地の緑化においては、街路樹等の樹木の老朽化や根上がり等の課題に対応しつつ、交通等の都市機能とのバランスに配慮しながら推進します。



みなみ保育園の緑のカーテン

### ■ 個別施策④ 民有のみどりの創出 ■

- 各家庭の緑化への支援や市民緑地認定制度の活用により、民有地におけるみどりの創出を進めます。

各家庭における緑化を進めていくため、市による苗木配布や、家庭で取り組むことができる緑のカーテンの普及促進に取り組みます。

また、地域住民が民有の緑地を利用できる制度（市民緑地認定制度<sup>※</sup>）を活用することにより、市民と共にみどりの創出に取り組みます。



緑化イベントでの苗木配布



家庭での緑のカーテン

※ **市民緑地認定制度**：民間が主体となり、市区町村長の認定を受けることで、一定期間その緑地を設置・管理・活用することができる制度。この制度により、民間の力で地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出できる。



## 基本施策2-2 今あるみどりを活用する



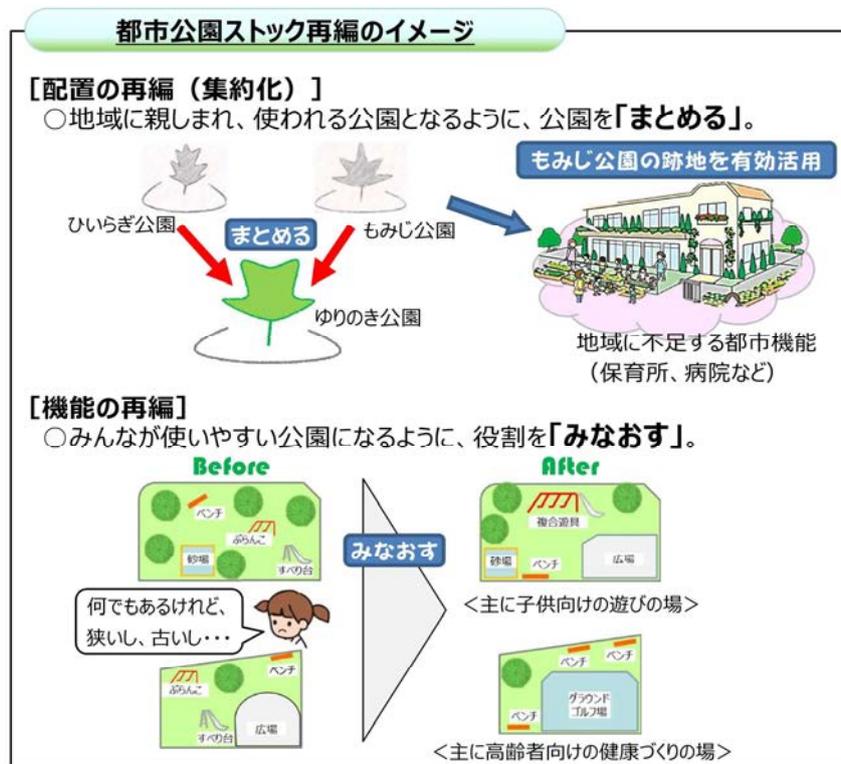
公園が不足する地域では、学校等の公共施設のみどりを活用し、身近な公園と同様の役割を果たすみどりの配置を進めます。

### 個別施策① 公園を補完する公共施設等のみどりの活用

- 公園の不足エリアでは、公園以外の既存のみどりを柔軟に活用します。
- 都市公園ストック※の再編を検討します。

公園が不足している地域では、学校等の公共施設のみどりや社寺林、地域の住宅地内にある空地等を休息の場、あるいは地域の遊び場として柔軟に活用できるように検討します。

また、利用者にとって使いやすい公園にするため、地域ニーズに即した都市公園の配置の再編（集約化）や、機能の再編についても検討します。



※ 都市公園ストック：ストックとは「貯蓄、蓄え」の意味で、今まで整備されてきた既存の公園を表します。



1章 みどりの基本計画について  
2章 和光市のみどりの現状と課題  
3章 みどりの将来像と目標  
4章 将来像の実現に向けた取組  
5章 計画実現に向けて  
資料編

## 基本方針3 みどりの魅力発信

### 基本施策3-1 みどりに触れる機会をつくる

緑地や公園において、様々な体験や新たな発見をすることで、みどりへの興味や関心を引き出すことが期待されます。

みどりに関心を抱き、みどりを愛する人を増やしていくため、緑地等の魅力の掘り起こしや、みどりに関するイベント、環境教育の実施を推進します。

#### ■ 個別施策① みどりの魅力の掘り起こし ■

- 緑地や公園を専門家と巡り、みどりの魅力を掘り起こします。
- 緑地や公園の資源を活用し、みどりの循環を図ります。

市民が植生や生物の生態などについての知識を身につけることで、みどりについての理解が深まり、みどりの新たな魅力を知ることができます。そのため、植生や生物の生態に詳しい専門家と緑地や公園を巡り、みどりの魅力を掘り起こします。

そして、看板の設置等によりその魅力を可視化したり、情報提供することで、掘り起こされた魅力を分かりやすく伝えます。

また、緑地等に存在する資源を緑化資材に活用するなど、みどりの資源を循環させる取組を進めます。



富澤湧水で見つけたサワガニ



様々に利用される新倉ふれあいの森の竹



■ 個別施策② みどりに関するイベントの実施 ■

- 多くの市民が参加できるみどりのイベントを実施します。
- 多くの子どもたちが楽しめるよう、プレーパークの活動を支援します。

多くの市民にみどりの魅力を伝えられるよう、公園や緑地や農地を活用して、市民団体や農業生産者と協働でイベントを実施します。

また、子どもの冒険遊び場でもあるプレーパークの活動は、地域ぐるみで公園の魅力を体験できるため、その活動を支援します。



森の素材を使った木工教室



和光樹林公園でのプレーパーク

■ 個別施策③ 環境教育の実施 ■

- 子どもから大人まで、みどりに関する理解を深めるため、環境教育や自然観察会など、自然を活用した環境学習の機会の拡充に取り組みます。

子どもたちが、樹林地や湧水などの自然に触れ、生物の生態や、地域の成り立ち・歴史文化などを学ぶことにより、地域への愛着が深まるため、学校における環境教育や、市民活動団体による自然観察会など、環境学習機会の継続・拡充を推進します。

また、大人に対しても、緑地の機能や生物多様性などについての理解を深めるために、イベントや講座等を通じて、環境学習の機会を提供します。



小学校の環境教育



1章  
みどりの  
基本計画について

2章  
和光市の  
みどりの  
現状と課題

3章  
みどりの  
将来像と目標

4章  
将来像の実現に  
向けた取組

5章  
計画実現に向けて

資料編

## 基本施策3-2 みどりの良さを広める



みどりに関する様々な情報を発信していくことは、今までみどりとの関わりが薄かった人の関心を引き起こし、みどりへの興味を高め、みどりへの来訪者を増やすことにつながります。

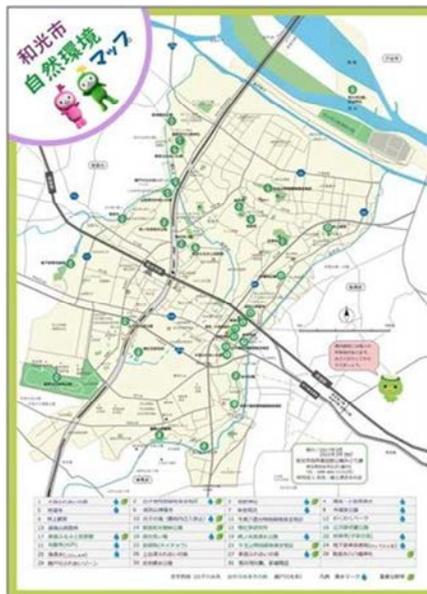
そのため、みどりに関わるイベント等の情報を、様々な媒体を通じて発信し、みどりの良さを広める取組を進めます。

### ■ 個別施策① みどりに関する情報発信 ■

- 市民と連携して、みどりに関する情報を広く発信します。
- 自然環境マップや公園マップ等を市民と協働で作成します。

市内で行われる様々なみどりに関するイベントの周知については、広報紙、SNS等を活用し、市と参加団体が連携して、情報発信を行います。

これまで進められてきた自然環境マップや公園マップ等の作成は、引き続き市と市民が協働して作成し、情報発信します。



和光市自然環境マップ



わかこう市公園マップ



## 基本方針4 みどりのパートナーづくり

### 基本施策4-1 みどりのパートナーを育てる

みどりの活動が継続して広がっていくよう、現在活動している人たちを核にしつつ、新たな担い手を増やしていくための支援を行うと共に、みどりのパートナーのノウハウ向上を目指します。

#### ■ 個別施策① みどりのパートナーの活動に対する支援 ■

- 各種サポーターの活動を支援します。
- 市民団体による緑地調査の実施を支援します。

市内では、各種サポーター（公園サポーター、公共施設美化サポーター、彩の国ロードサポーター等）が緑化活動や美化活動を行なっています。

その活動がスムーズに行えるよう、引き続き支援を行います。さらに、既存サポーターの活動に、地域住民等が参加できるようなマッチングの仕組みづくりを検討します。

また、市民団体が主体的に取り組んでいる緑地調査は、市内の多くの緑地や湧水の状況を専門的に調査できるため、今後も継続して実施されるよう支援を行います。



公園サポーターによるイベント



公園サポーターによる公園の花壇づくり



### ■ 個別施策② みどりのパートナー養成講座の実施 ■

- みどりのパートナーを増やすために、広く参加者を募り、養成講座を実施します。

みどりに関心を持っている人が気軽に参加できるような花と緑のアドバイザー養成講座等を開催し、みどりのパートナーのすそ野を広げます。

市内のみどりや活動に興味があれば、市外の人でも気軽に講座を受講できるようにすると共に、市と縁のある教育機関等にも声を掛けて、広く参加者を募ります。



花と緑のアドバイザー養成講座



堆肥作りの実地講習



花と緑のアドバイザー認定証の交付

### ■ 個別施策③ みどりのパートナーへの研修機会の充実 ■

- みどりの管理団体や各種サポーターに対する研修機会を充実させます。

樹林地等の管理団体や各種サポーター等への研修機会の充実を図り、みどりの担い手としてのスキルアップを図ります。



和光市の自然についての実地研修



## 基本施策4-2 みどりの輪をつなげる



市民団体やみどりに関わる企業が、互いに学び合い、みどりに関する知識を深めるため、団体同士の交流を活発にします。

また、活動を行っている市民団体等に加え、市内企業や飲食店、教育機関等との連携を促し、関係性を深めて、みどりの輪をつなげていきます。

### ■ 個別施策① みどりに関する団体同士の連携 ■

- 団体同士が一緒に参加できる合同交流会や合同イベントを実施します。

市内には、緑地保全や緑化活動を行っている団体として、ふれあいの森の管理団体、各種サポーター、自治会等多くあります。そのような団体同士が交流を深めることで、知識や経験を共有したり、大きな活動に発展させることができるため、各団体が一緒に参加できる合同の活動発表会やイベントを開催します。



和光樹林公園 きずなプロジェクト



## ■ 個別施策② 企業、飲食店、教育機関等との連携 ■

- 企業、飲食店、教育機関等と広く連携できる仕組みづくりをします。
- 多くの主体が連携できるイベントの実施や企画を支援します。

みどりの輪を大きく広げていくためには、より多くの主体が携わることが必要なため、みどりに関する団体にとどまらず、企業、飲食店、大学、学校、保育園、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）※等と広く連携して、公園の利活用や緑地の保全、みどりのイベントの実施や、みどりの魅力アップ企画の支援を行います。



小中学生ボランティアによる保全活動



農業者団体による花景観交流事業



緑化イベントでの市内企業との連携



市内企業による CSR 活動との連携



和光産農産物を使った飲食物の販売



地域活動団体と連携した公園花壇の植栽

※ 埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）：埼玉県の東武東上線沿線及び西武池袋沿線地域の大学と自治体、事業者で構成されており、教育連携や地域交流等に取り組んでいる。



## 4-3 重点プロジェクト

和光市の特徴である豊かな湧水と斜面林を次世代に継承するため、複数の施策や組織を横断的、かつ戦略的に推進する重点プロジェクトとして、下記のとおり位置づけます。

重点  
プロジェクト

## 湧水と親しめるせせらぎのあるまち



柿ノ木坂湧水公園

次の一連の戦略を通じて、将来に渡って湧水を守ります。

## 戦略1 湧水の水辺づくり

市民に湧水の大切さを理解してもらい、保全継承に向けた意識を高めるため、湧水周辺の景色を気軽に楽しんでもらえるような親しみやすい水辺の景観整備を進めます。これにより、環境教育等への活用や湧水の魅力のPRにもつながります。

## 戦略2 湧水の守り手育成

湧水を継続的に守る人材を育てていくため、樹林地等の管理団体や各種サポーターのスキル向上のための取組や保全活動への支援を行います。

## 戦略3 湧水涵養域の保全

湧水量を維持するために、源となる地下の浸透水を守ります。そのために、湧水の涵養域の調査研究をすると共に、市民全体の湧水への意識を高め、市民の合意・共感を得ることで、台地上の広い範囲における湧水涵養域の保全を行う環境を整えます。そして、涵養域の緑地の保全や創出(雨水浸透機能を有した施設の導入検討等)を進めます。



## 重点プロジェクトを進めるための各戦略と関連する個別施策

★ 関連する個別施策	戦略1 湧水の 水辺づくり	戦略2 湧水の 守り手育成	戦略3 湧水涵養域の 保全
1-1 ① 樹林地の保全	●		●
1-1 ② 湧水の保全	●		●
1-1 ③ 農地の保全			●
1-2 ① みどりの利用価値と存在価値の向上	●		
2-1 ② まちづくり条例による緑化			●
3-1 ③ 環境教育の実施	●	●	
4-1 ② みどりのパートナー養成講座の実施		●	
4-1 ③ みどりのパートナーへの研修機会の充実		●	
4-2 ① みどりに関する団体同士の連携	●	●	
4-2 ② 企業、飲食店、教育機関等との連携	●	●	●



富澤湧水

湧水を次世代につないでいくためには  
 ただ湧水があるだけではなく  
 まちの中で湧水がせせらぎとなる様子が見られ  
 それに触れることで 多くの人が湧水を身近に感じ  
 愛着を持つようになることが重要です

1章  
みどりの  
基本計画について2章  
和光市のみどりの  
現状と課題3章  
みどりの  
将来像と目標4章  
将来像の実現に  
向けた取組5章  
計画実現に向けて

資料編



## 4-4 緑化重点地区と保全配慮地区

4つの方針「維持」「創出」「魅力発信」「パートナーづくり」に基づき取組を進めていくにあたり、緑化や保全を重点的に図る地区を設定し、将来像の実現に向けての取組を推進します。



### 緑化重点地区

#### 市内全域

住宅開発等の状況を踏まえ、市全域を緑化重点地区に設定し、市が進める緑化に関する取組に加え、市民や企業等において自主的な活動が展開されるよう、緑化を推進していきます。

### 保全配慮地区

#### 市民緑地や湧水地

生物多様性や緑地としての担保性、市民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から、市民緑地や湧水地等の自然環境に富んだ地区を保全配慮地区に設定し、計画に基づき自然環境の保全を推進します。



# 5章 計画実現に向けて

## 5-1 推進体制

みどりの将来像「子どもたちが大人になっても暮らしたいと思える「湧き水」と「みどり」のまち」を実現するためには、市民、市民団体、企業、教育機関、行政がそれぞれの役割を認識し、協働して取組を推進することが必要です。



計画の推進体制

1章  
みどりの  
基本計画について

2章  
和光市のみどりの  
現状と課題

3章  
みどりの  
将来像と目標

4章  
将来像の実現に  
向けた取組

5章  
計画実現に向けて

資料編

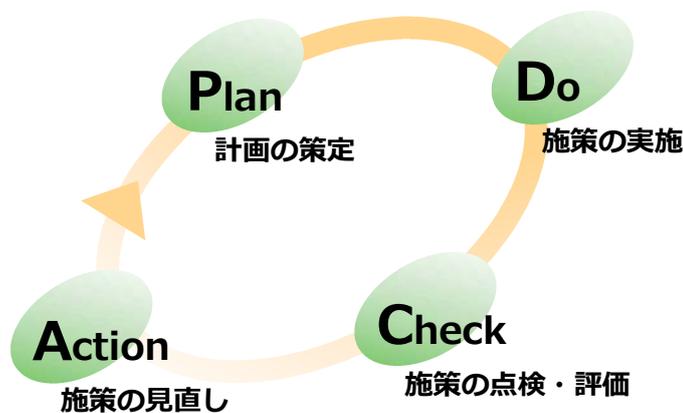


## 5-2 進捗管理

本計画を推進するため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）からなる「PDCA サイクル」に基づき、進捗管理を実施します。

施策の進捗管理にあたっては、毎年度施策の進捗状況の確認を行い、市ホームページ等を通じて広く市民に公表します。

また、みどりの専門家、関係団体、市民などから組織される「（仮称）和光市みどりの委員会」を新たに設置し、概ね5年に1度、施策の進捗状況やみどりの現状を把握し、様々な視点で検証や評価を行います。さらに、計画の中間年となる令和13年（2031年）には中間見直しを行います。



PDCA サイクルによる進捗管理

管理	年度	R 3年 (2021)	R 4年 (2022)	R 5年 (2023)	R 6年 (2024)	R 7年 (2025)	R 8年 (2026)	R 9年 (2027)	R 10年 (2028)	R 11年 (2029)	R 12年 (2030)	R 13年 (2031)
施策の進捗状況の 確認・公表	計画 策定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	中間 見直し
施策の検証・評価						●						

	R 14年 (2032)	R 15年 (2033)	R 16年 (2034)	R 17年 (2035)	R 18年 (2036)	R 19年 (2037)	R 20年 (2038)	R 21年 (2039)	R 22年 (2040)	R 23年 (2041)
施策の進捗状況の 確認・公表	●	●	●	●	●	●	●	●	●	新計 画策 定
施策の検証・評価					●					

施策の進捗管理と計画期間のスケジュール



1章  
みどりの  
基本計画について

2章  
和光市のみどりの  
現状と課題

3章  
みどりの  
将来像と目標

4章  
将来像の実現に  
向けた取組

5章  
計画実現に向けて

資料編



上谷津ふれあいの森



# 和光市みどりの基本計画 資料編

1. SDGs（持続可能な開発目標）	1
2. みどりの区分	2
3. みどりの現状	3
(1) みどりの機能（補足）	3
(2) 土地利用の変遷と市街地整備	6
(3) 湧水	8
(4) 現況緑地の面積	9
(5) 現地調査 ～和光市の湧水と緑地を巡る～	10
(6) 主な活動団体	13
(7) 市民意向	14
(8) 身近な都市公園等の充足状況	18
(9) 公園・緑地の維持管理コスト	19
(10) 法や条例等に基づくみどり	20
(11) 農業・農地	21
(12) みどりに関する支援制度	22
(13) 持続性が担保されていないみどり	23
4. 目標	24
(1) みどりの目標4, 5（指標としたアンケートについて）	24
(2) 基本施策ごとの目標	26
5. 計画の策定体制と経過	28
(1) 和光市みどりの基本計画見直し検討委員会設置要綱	28
(2) 和光市みどりの基本計画見直し検討委員会委員名簿	29
(3) 計画の策定経過	29



# エス・ディー・ジーズ I. SDGs (持続可能な開発目標)

## 「SDGs (持続可能な開発目標)」とは

SDGsとは、平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓って、途上国だけでなく先進国を含む全ての国が目標実現に向けて行動する目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画と関連性の高い項目

	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>		<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>		<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

## 2. みどりの区分

定義	種類	種別	内容
みどりの基本計画で対象とする「みどり」	緑地	都市公園 <sup>※3</sup>	街区公園 <sup>※4</sup> 、運動公園、総合公園 <sup>※5</sup>
		その他公園	借地公園、提供公園 <sup>※6</sup> 、外環占有公園等
		公共施設緑地	公的レクリエーションの場、寄付や買取の緑地、公共施設の植栽地、学校等の植栽地、市民農園、道路植栽地
		民間施設緑地	ふれあいの森（市民緑地）、民有グラウンド、私立学校等植栽地、社寺境内等の植栽地、住宅団地の植栽地、工場の植栽地
		法による	特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域 <sup>※7</sup> 、河川区域、生産緑地地区（農地）
	地域制緑地 <sup>※1</sup>	条例による	保全地区、保存樹木
	上記以外の緑地	樹林地（段丘斜面林の一部）、市街化調整区域の農地、生産緑地以外の市街化区域の農地	
			湧水

- ※1 施設緑地 都市公園、都市公園以外の公有地または公的に管理されている公園・緑地、民有地で公園緑地に準じる機能を持つもの。
- ※2 地域制緑地 法や条例により、土地利用を規制することで良好な自然環境の保全を図るもの。
- ※3 都市公園 都市公園法に基づき設置される公園または緑地であり、レクリエーションの空間となるとともに、良好な都市景観の形成、防災性の向上、生物多様性の確保に資するもの。
- ※4 街区公園 もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置するもの。
- ※5 総合公園 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置するもの。
- ※6 提供公園 都市計画法に基づく開発行為により整備された公園で、市に譲渡されたもの。
- ※7 近郊緑地保全区域 首都圏の近郊整備地帯における無秩序な市街化を防止するため、首都圏近郊緑地保全法により良好な自然環境を形成する樹林地や水辺地等について指定するもの。

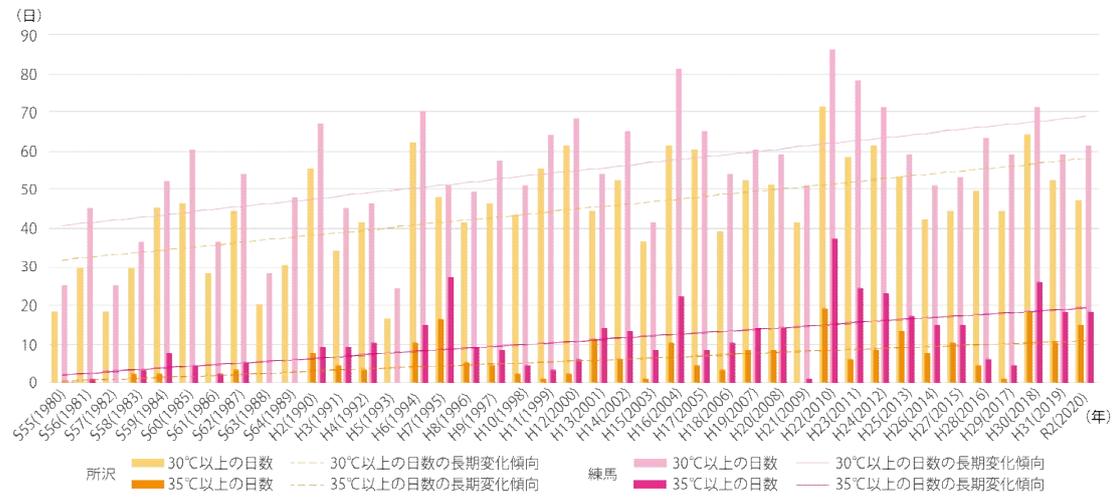
### 3. みどりの現状

#### (1) みどりの機能（補足）

##### ■ 都市気象の緩和

##### ● 過去40年間で猛暑日が増加傾向、ヒートアイランド現象が顕在化

みどりは、蒸散作用により気温の上昇を抑え、ヒートアイランド現象を緩和します。所沢及び練馬の過去40年間の気象データでは、真夏日や猛暑日の日数が増加傾向にあります。これは、都市化によるコンクリート等の人工被覆面の増加、蒸散により気温を下げる効果のある樹林地の減少等が要因の一つと考えられます。また、猛暑日等が増えることで、熱中症リスクの増加、冷房に関わるエネルギー消費の増加などが危惧されます。

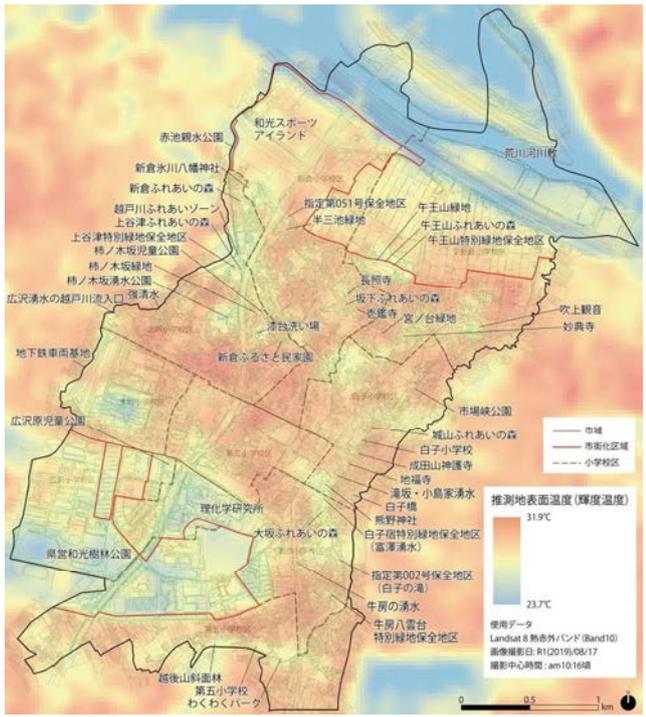


過去40年間の30℃以上及び35℃以上の日数の推移（所沢観測所、練馬観測所）

##### ● 緑の少ない市街地では、ヒートアイランド現象が顕著

和光市駅周辺など都市的土地利用が集積する地域では、高温域が形成され、ヒートアイランド現象が顕著です。

水面や緑陰を形成する樹群の少ない商業施設や住宅地では周囲と比べて輝度温度が高い結果となり、ヒートアイランド現象の緩和のための効果的な緑化が求められます。



和光市の推測地表面温度（輝度温度）

## ■ 生物の生息・生育環境の確保

### ● エコロジカル・ネットワークを構成するみどり

本市は東京都に隣接し、都市化が進行していますが、荒川をはじめ、武蔵野台地末端の崖線斜面林や湧水、点在する屋敷林や社寺林など、良好な自然環境が分布しています。

荒川河川敷周辺、荒川低地に広がる農地、和光樹林公園から理化学研究所に広がるみどりのまとまりが、生物多様性の拠点（コアエリア）として生き物の生息地となり、それらをつなぐ河川や崖線林が生態的回廊（コリドー）として生き物の移動経路となり、本市のエコロジカル・ネットワークを構成しています。



エコロジカル・ネットワークを構成するみどり

## ■ 自然災害による被害の軽減

### ● 水害時に遊水機能※を果たすみどり

新倉氷川八幡神社、午王山、吹上観音の北側には荒川低地が位置し、これらの地域は、過去の水害による浸水実績があるほか、荒川・入間川が氾濫した場合の浸水想定区域に含まれています。これらの区域の農地などは、水害時に一時的に冠水し、ほかの土地の被害を軽減する役割を果たします。

### ● 土砂災害を緩和するみどり

斜面林の下草や落枝落葉が地表の浸食を抑制すると共に、樹林の樹木が根を張り巡らせることによって土砂の崩壊を抑制します。急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民に危害が生じるおそれがあると認められる区域において、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。その多くが斜面林を含んでおり、土砂災害を緩和する役割を果たします。



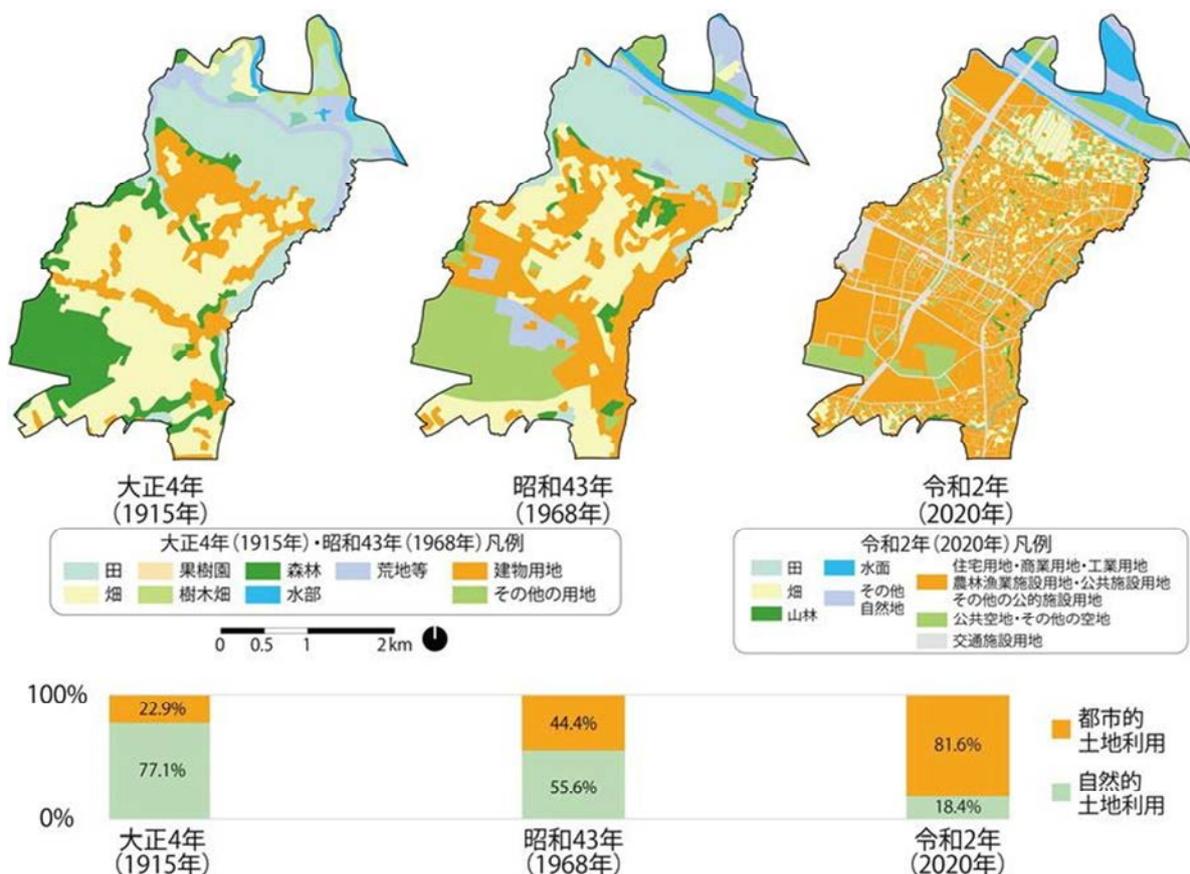
※ 遊水機能：田畑等において、雨水や河川からの流入した水を、一時的に貯留する機能。

## (2) 土地利用の変遷と市街地整備

### ■ 土地利用の変遷

令和2年(2020年)の土地利用は、住宅、商業、工業の都市的土地利用が市域の81.6%、自然的土地利用が18.4%を占めています。

自然的土地利用は大正4年(1915年)の約77%から約60%減少している一方、都市的土地利用は約60%増加しています。



※ 土地利用分類図(大正4年(1915年))は『5万分1地形図「東京西北部」明治42年測図・大正4年鉄道補入(大正8.1.30発行、図式は明治42年式)』、土地利用分類図(昭和43年(1968年))は『5万分の1地形図「東京西北部」昭和43年(1968年)編集(昭和44.3.30発行、図式は昭和40年式)』を利用し、5万分の1の縮尺精度に編集されたもの。(https://nlftp.mlit.go.jp/index.html)

※ 3時期の地図は、作成手法や凡例定義が異なるため、土地利用面積及び構成比の数値は参考値として算出。

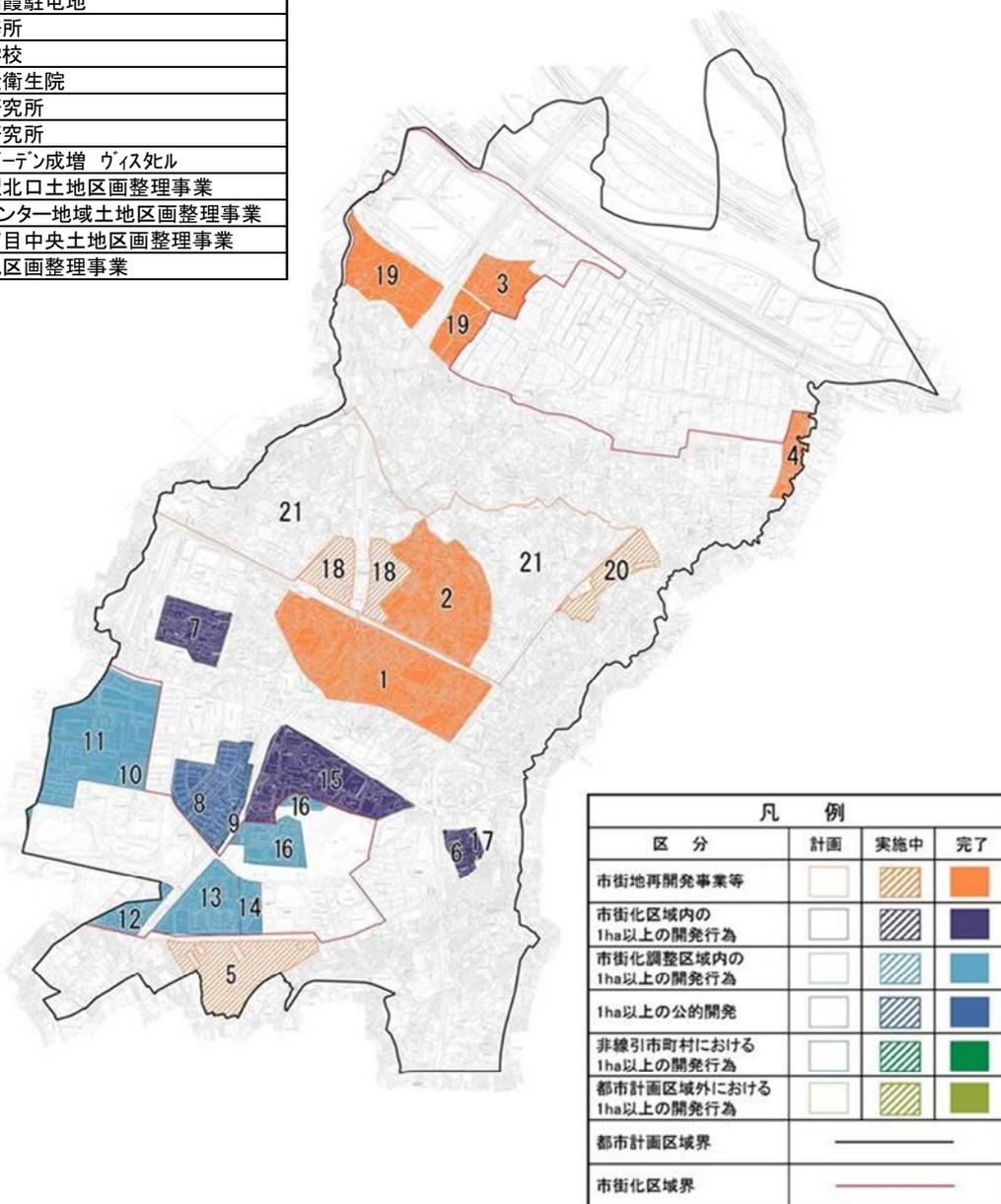
大正4年(1915年)、昭和43年(1968年)、令和2年(2020年)の土地利用の変遷

(出典:土地分類基本調査(国土交通省)による土地利用分類図と和光市都市計画基礎調査のデータより作成)

## ■ 市街地整備

駅北側やインターチェンジ周辺などで土地区画整理事業等が実施されており、事業に合わせて公園整備も進められています。

1	丸山台土地区画整理事業
2	中央第二谷中土地区画整理事業
3	松ノ木島土地区画整理事業
4	野川土地区画整理事業
5	越後山土地区画整理事業
6	DIKマンション
7	CIハイツ和光
8	西大和団地
9	西大和第三団地
10	和光宿舎
11	自衛隊朝霞駐屯地
12	司法研修所
13	税務大学校
14	国立公衆衛生院
15	理化学研究所
16	理化学研究所
17	ライオンズガーデン成増 ヴィス死ル
18	和光市駅北口土地区画整理事業
19	和光北インター地域土地区画整理事業
20	白子三丁目中央土地区画整理事業
21	中央土地区画整理事業



市街地開発事業等図

### (3) 湧水

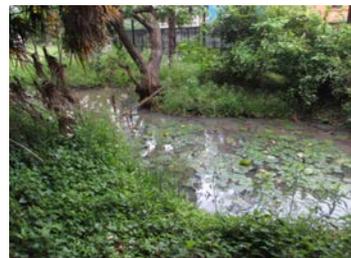
本計画では、下記の21箇所を主な湧水として対象にしています。これらの湧水以外にも、住宅敷地内等で湧水の湧出が確認されています。



柿ノ木坂湧水公園



湧水位置図



地下鉄車両基地内の池

1章 みどりの基本計画について  
2章 和光市のみどりの現状と課題  
3章 みどりの将来像と目標  
4章 将来像の実現に向けた取組  
5章 計画実現に向けて  
資料編



## (5) 現地調査 ～和光市の湧水と緑地を巡る～

### ■ 現地調査後の講評や委員意見より

#### ◆ 緑地との関わり方・目指す姿

- うっそうとした樹林地や閉鎖的な緑地は心理的な立入りにくさを生じさせる。人の手が入っているのを感じられることに居心地の良さを感じたり、緑地に入れることで愛着形成につながる。誰でも気軽に入れるように外から来た人の視点で管理する意識を持つことも大切。
- どのような森を目指すのかで手の入れ方も変わってくる。自然の力だけでは植生の良好さを保つことはできない。植物の世代交代が順調に進むと良好な階層構造を維持できる。
- 緑地の管理に関しては、園芸種があつて良いのか、移植した貴重種をどう扱うのか、階層構造がどうあるべきなのかなどのあり方を考え、園芸種を育てるなら園芸種の場所、貴重種を移植するなら移植の場所と分かりやすくゾーニングすると良い。
- イヌシダやホトトギスは急斜面の崖など自然度が高くないと見られない。このような貴重な植物環境を残すためには、東斜面、北斜面を保全すべきである。
- 自然観察会やプレーパークなど、緑地や公園の楽しみ方をより広範囲に伝えることのできるコンテンツがあるとよい。環境が持っている貴重性や希少性を誰が見ても分かるようにかみ砕いて環境教育やソフトのコンテンツ作り、提供の仕組みを作ると良い。



**大坂ふれあいの森** 小規模な緑地であるが、沢の源頭の地形を成し、地下水位を知る井戸、湧水、礫層、東京軽石層を含む関東ローム層など、武蔵野台地の地質が観察できる。ムクやイヌシダのまとまりがあり、特にムクのまとまった林は珍しい。環境が変わったところもあるが、ヒバカリもおり、未だ重要な場所であることに変わりない。



**白子宿特別緑地保全地区・富澤湧水** 歴史ある暮らしや生業のすぐそばに湧水と緑地がある。湧水は年間を通して17℃程度に保たれているが、15年位前と比べると0.5度ほど上昇している。湧水が観察できる場所が駐車場なので、駐車場利用者以外の人々が落ち着いて湧水を見て触れることができる環境整備が必要。斜面上部では水を好むケヤキ・シラカシ・ムクの木が見られる。斜面上部の台地上から大坂方面に抜けられる回遊性があるとよい。

## ◆ 生物多様性の確保

- 生物多様性を求めるのであれば、刈り過ぎない・綺麗にしすぎないことも大切で、草を刈るときはもう少し高い位置で刈ったり、刈る頻度を抑えたり、あえて刈り残しを設けると良い。
- 樹林整備をした後の枝や土などをその場で上手に活用することで、緑地整備と生物多様性の双方に寄与できる。エコスタック※の設置の仕方ですぐに生息場所となる生き物が変わってくるため、目的に応じた整備が必要である。
- 明るいところ、暗いところなど、一つの緑地の中に異なった環境があることで、生物の多様性につながる。ただし、手を入れて林床を明るくすると、乾燥化の危険もある。カントリーヘッジ※を作ることで林床を通る風を緩和させる方法もある。
- 今いない生き物はなぜいないのかに目を向け、その生き物（期待種）がいる環境はどのようなものなのか、現状とのギャップを分析する。そのギャップを埋めることで、今後の可能性がさらに広がっていく。

## ◆ 緑地をみんなで楽しみながら管理する

- 整備の際には短いスパンでできる作業を参加者を交代しながら繋げていくことで広い世代の多くの人々が携わることになり、活動が活発になる。楽しい場づくりで繋がっていくことが良い。
- 一つの緑地に多くの人々が来るという観点も大切だが、訪れる人が増えると環境負担になるというジレンマも生じるため、市内に魅力がある緑の拠点がたくさんあり（人の分散）、イベントなどを通じてみどりや生き物を楽しむことができるようになると良い。
- 初心者でも見ただけで分かりやすい外来種なら「〇〇を刈ろう」などのイベントにして刈るのも手である。
- 会（管理団体）に入っていない人でも、いざという時に手伝ってくれる人がいるとよい。その場所や活動を知っているという人を増やしていくことが大切。
- 一つの緑地内に多様な環境があると活動も楽しくなる。活動が活発であると、ポイ捨てや盗掘等の抑止力となる。



柿ノ木坂湧水公園 起伏に富んだ地形に、丈の低い草地、樹林、湧水、流れと様々な要素が並存し、子ども達の遊び場や生態系の基盤としての双方のポテンシャルを有している。隣接する畑・植木畑との連続性がユニークである。

※ **エコスタック**：枝や刈草などを積み、昆虫や爬虫類などの小さな生き物が生息する場所となるもの。

※ **カントリーヘッジ**：自然の樹木を使った生け垣風のもののこと。

## ◆ 周りとのコミュニケーション

- **住宅地に隣接する緑地では、住人との関係性が非常に重要である。**周辺住民が活動やその内容を知らないことからクレームになることが多い。良い関係を築くために、事前に活動内容を知らせると良い。
- **民有地の担保性を維持するためには、地権者とコミュニケーションを取り、その緑地に理解や愛着を持ってもらうことが重要である。**
- **遊びをはじめとした現状の利用や今後の望ましい利用について、利用する市民と意見交換（ワークショップ等）を行ったり、自然環境の専門家による詳細な調査を行ったりして場への理解を深め、公園のあり方を検討すると良い。**



**午王山ふれあいの森** 和光に残された数少ない荒川に面した崖線。樹林は暗く鬱蒼としているが、台地上の草地と隣接の農地の存在が効く。



**外環上部丸山台広場** 河川敷以外では貴重なオギ原と中・高茎草地で暮らす動物の生息地。安全に遊びやすい緑地。繁華な市街地の中に草地、原っぱが存在しているということ自体が魅力ではあるが、中に入って利用できるということがさらなる魅力や人々の愛着を高めるはずである。



**漆台洗い場** 湧水量が多く、湧水の涵養地として重要であり、まとまった水面や地層が見れる崖が地形・景観として貴重である。



**上谷津ふれあいの森** 階層構造を意識しながら植栽・植生の密度をもう少し下げ、隣接する農地への視線、越戸川方面への眺望を向上させることで魅力向上につながる。市街地と隔絶した場所にあつて、団体の関わりが感じられることは、この場所を訪れる人々にとって安心感を抱かせる重要な要素である。



**熊野神社** 富士塚にはツツジやサツキが植栽されている。文化的要素として重要であり、この緑地の価値を高めている。市内にこれだけ広くて暗い池は他になく、イトトンボなど、暗い池と森がセットになった環境を好む水生の生物相が魅力。



**地下鉄車両基地** 調節池の広がりある湿生植生、微地形と植生変化の教科書のような場所。広大な乾性・湿性の草地の存在は貴重。

## (6) 主な活動団体

本市では、市民協働型管理業務として、ふれあいの森や特別緑地保全地区内で、市民団体による緑地保全や維持管理活動が行われています。

また、和光市公園サポーター活動支援事業が令和2年（2020年）1月にスタートし、都市公園などで清掃や緑化活動などが行われています。

これらの活動は、清掃や施設保全、緑化、野草の保護、観察会の開催や植物ガイドなど、多岐にわたっており、みどりの維持管理だけでなく、魅力発信も行っています。

団体名	主な活動内容
和光ホテルの会	ホテルを良好な自然環境の象徴として復活させようと、他の団体と連携して繁殖技術を研究する一方、観賞会や学校での飼育講習などの啓発活動も進めています。
和光自然環境を守る会	自然との共生を目標に、越戸川の清掃、催しの開催、新河岸川水系の一斉水質調査・水生生物調査など、野外活動を重視した保全活動をしています。
特定非営利活動法人 和光・緑と湧き水の会	市内に多い湧水とその周辺の緑地を対象に、身近な自然の保全のための提案や自然に親しむ観察会を行っています。また、市との協働により、新倉ふれあいの森の保全活動を行っています。
白子川と流域の水環境を 良くする会	流域市民が一体となって、白子川のより良い水循環を考え、保全、回復することによって、水辺の生態系を守り、また、人々の生活文化を伝えていくことを目的に活動しています。
赤池・シャロン会	公園サポーター制度に登録し、赤池児童遊園地・ふたば公園・みつば公園の清掃やパトロール、花壇整備などの緑化活動を行っています。
新倉午王山の会	市との協働により、午王山特別緑地保全地区及びその周辺の保全活動を行っています。
白子大坂ふれあいの森の会	市との協働により、大坂ふれあいの森の保全活動を行っています。また、森の横の大坂通りの清掃も行っています。
上谷津ふれあいの森を守る会	市との協働により、上谷津ふれあいの森及びどんぐりの小径の保全活動を行っています。
上谷津公園ボランティア	公園サポーター制度に登録し、上谷津公園の清掃やパトロール、花壇等の植栽活動を行っています。
和光花樹林	公園サポーター制度に登録し、和光市駅南口駅前広場・あけぼの公園・広沢原児童公園の除草や花壇等の植栽活動を行っています。
こてつ (子どものための哲学対話)	公園サポーター制度に登録し、外環上部丸山台広場を活用したイベントの実施、除草・草刈り等の清掃やパトロールを行っています。
和光スラックライン	公園サポーター制度に登録し、松ノ木島公園を活用したスラックラインの練習を行っています。
和光樹林公園野の花の会	和光樹林公園の野草の保護や散策会等のイベントの開催、園内植物のガイド等を行っています。
えちごやまガーデニング クラブ	市との協働により、越後山中央公園の花壇の整備や植栽活動等を行っています。

## (7) 市民意向

### ■ 都市計画マスタープラン策定のための市民アンケートより

#### 市民 意識調査

実施時期：令和2年（2020年）10月

対 象：市内在住の18歳以上無作為抽出3,000人

回 答 数：1,229人（回答率41.0%）

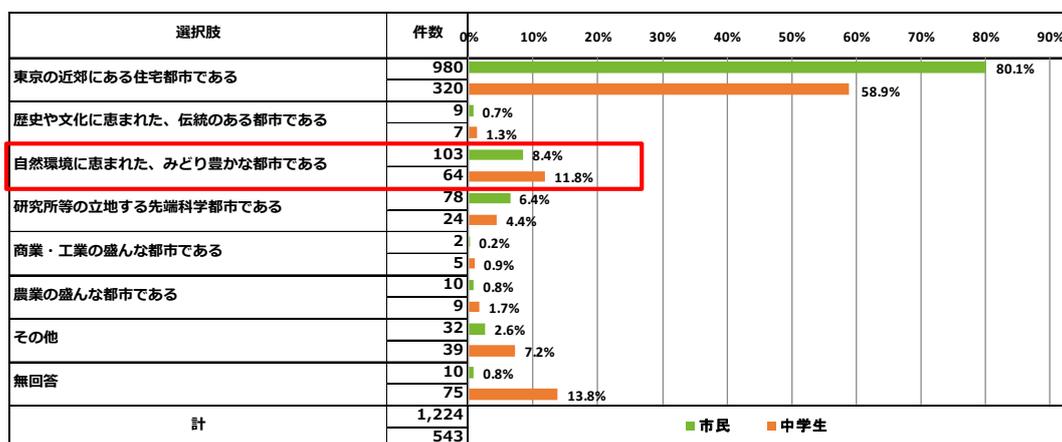
#### 中学生 意識調査

実施時期：令和2年（2020年）10月

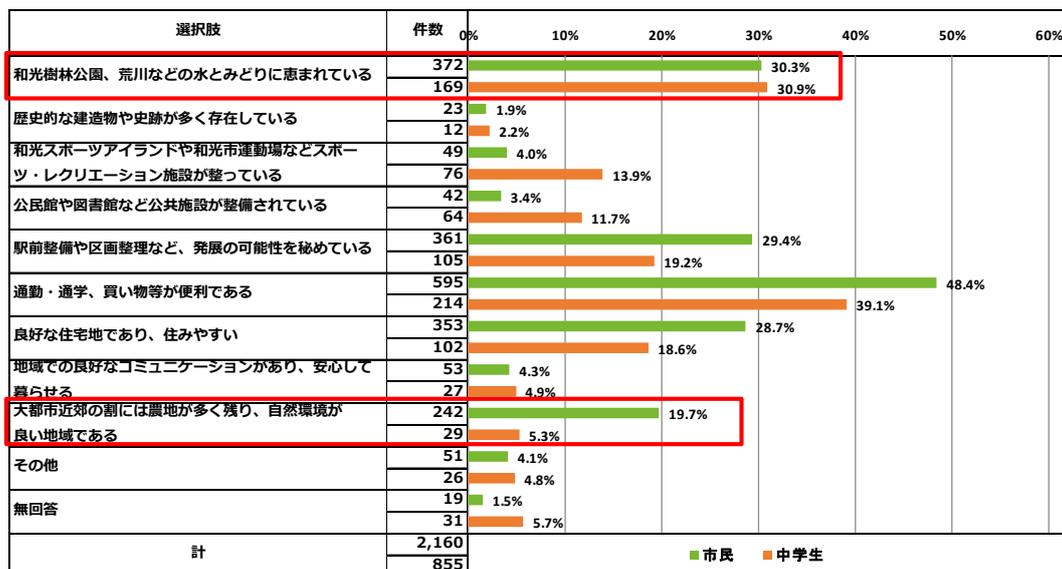
対 象：中学2年生548人

回 答 数：547通（回答率99.8%）

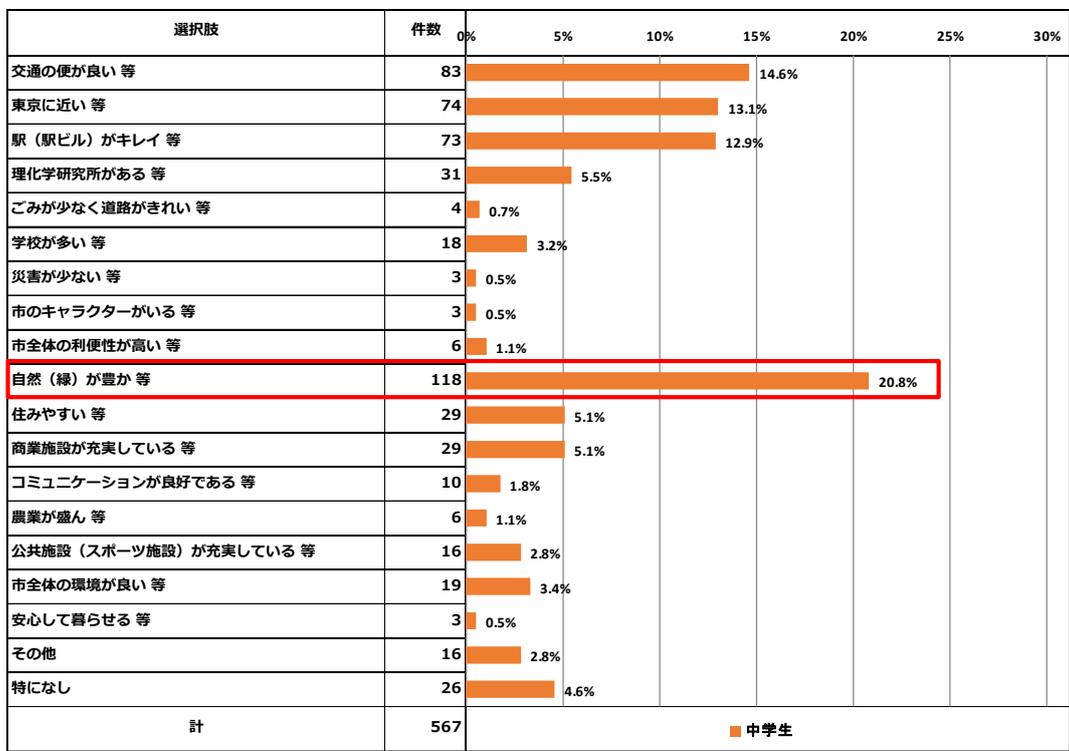
### 和光市にどんな「イメージ」を持っていますか。



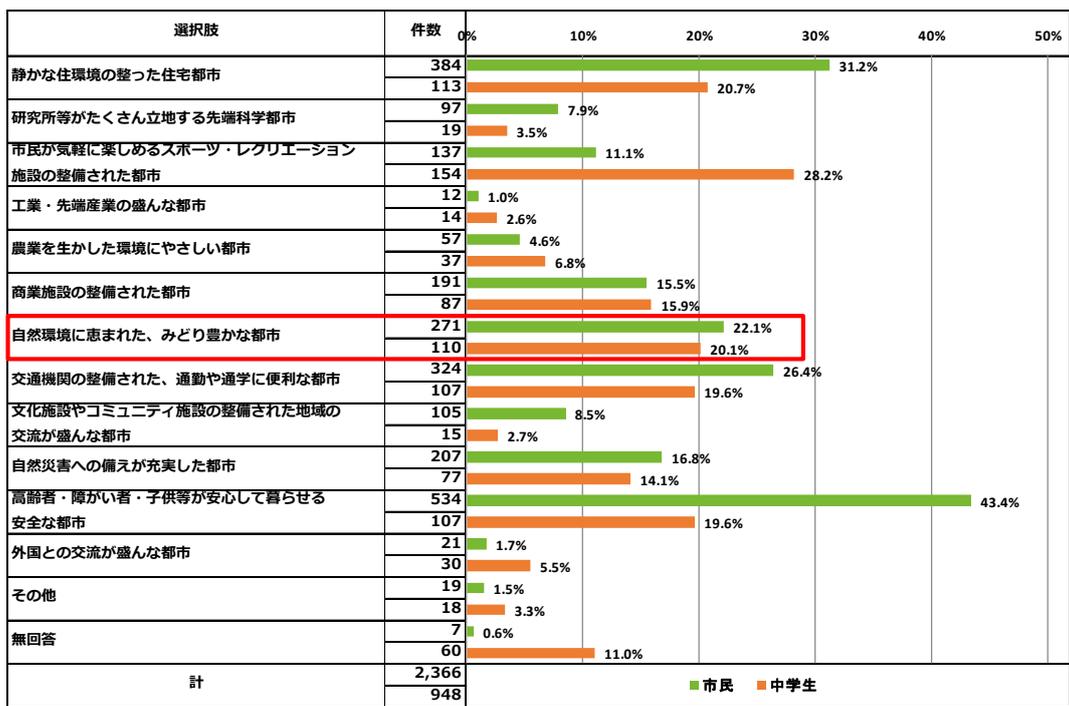
### 和光市の「魅力」は何だと思えますか。（2つ以内で選択）



現在の和光市について「自慢できるもの（好きな）ところ」は何ですか。



将来の和光市をどんな都市にすべきだと思いますか。



## ■ 和光市市民意識調査より

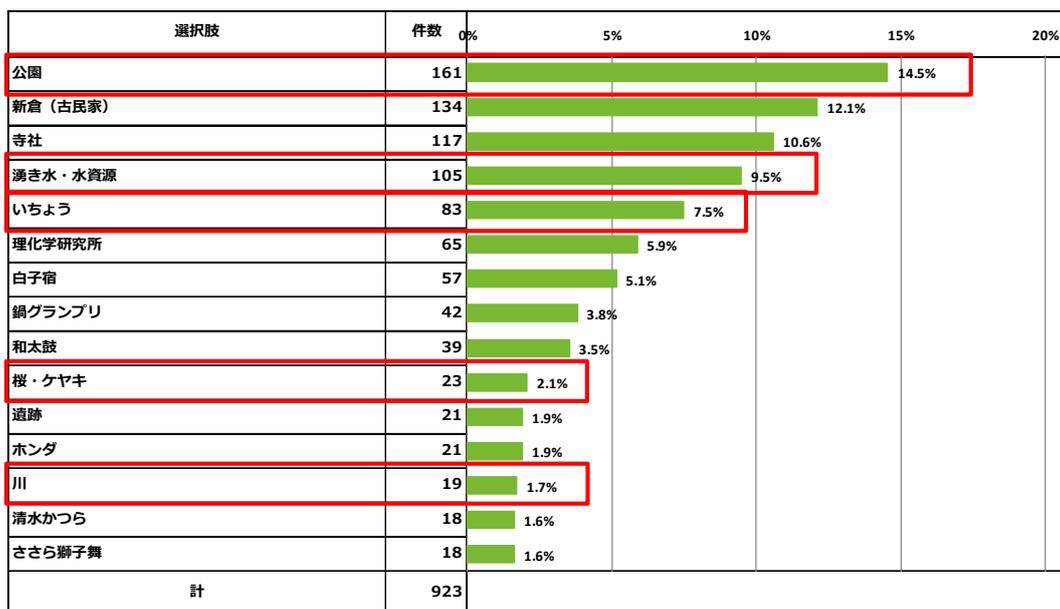
### 市民 意識調査

実施時期：令和2年（2020年）6月

対 象：市内在住の18歳以上無作為抽出3,000人

回 答 数：1,441人（回答率48.0%）

「和光市の地域資源（和光市にある名所・旧跡、文化財、伝統行事、植物などで特徴となるもの）」として思い浮かべるものは何ですか。



※18件以上を表示

### 年代別にみた回答数

	1位	2位	3位	4位	5位
10・20代	公園（和光樹林公園） 湧き水・水資源	14	理化学研究所	11	新倉（古民家） いちよう
30・40代	新倉（古民家）	60	公園（和光樹林公園）	52	いちよう
50・60代	公園（和光樹林公園）	56	新倉（古民家）	42	寺社
70代以上	公園（和光樹林公園）	38	湧き水・水資源	32	寺社
				29	新倉（古民家）
				20	和太鼓
					13

※表内の数値は件数

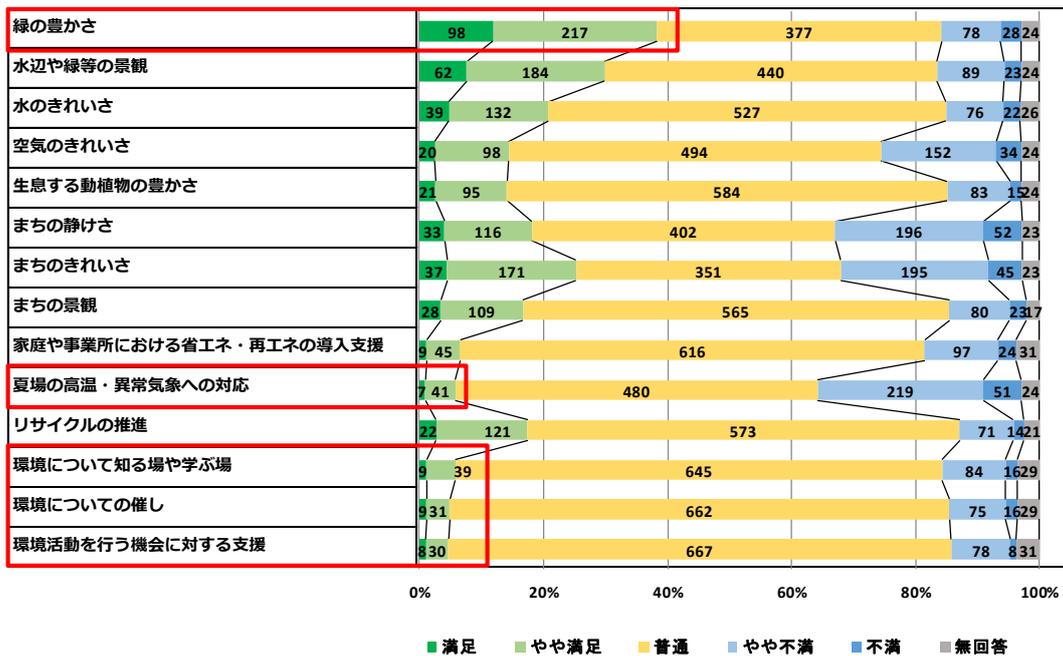
■ 第3次和光市環境基本計画策定のための市民アンケートより

市民  
意識調査

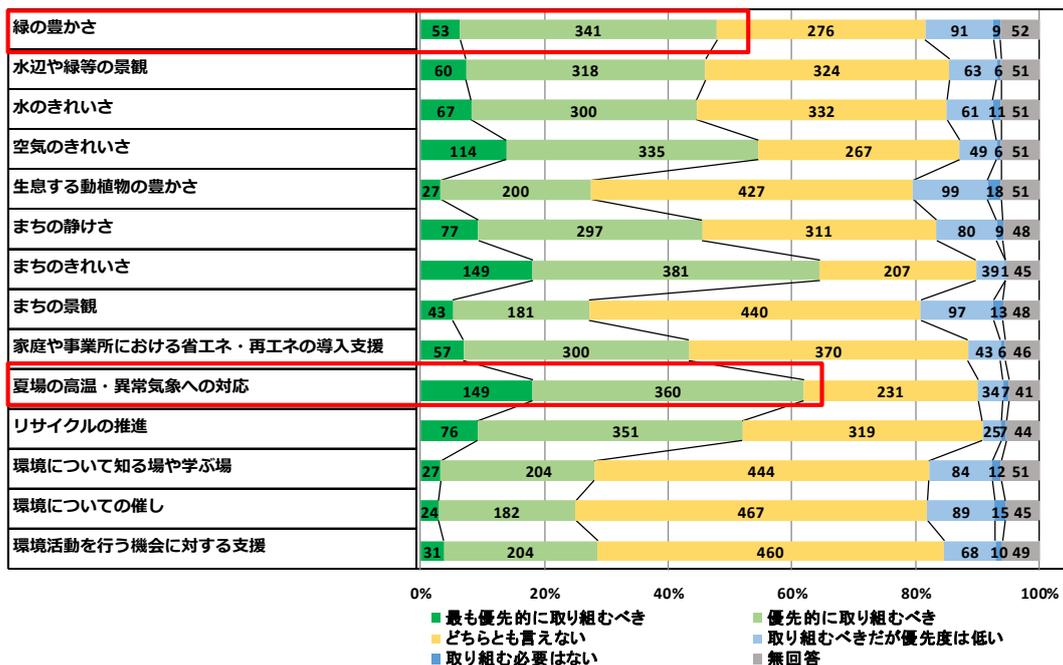
実施時期：令和2年（2020年）7月  
 対象：市内在住の18歳以上無作為抽出2,000人  
 回答数：822人（回答率41.1%）

身の回りの環境に関する「満足度」と「優先度」について

[満足度]



[優先度]



## (8) 身近な都市公園等の充足状況

現在の都市公園は、25箇所、面積42.67haで、市民一人あたりの都市公園面積は5.09㎡です。この整備水準は、埼玉県における一人あたりの都市公園面積の7.5㎡、全国の一人あたりの都市公園面積の10.6㎡を下回る状況です。

小学校区別に見ると、広沢小学校区における都市公園等整備水準（一人あたりの都市公園面積）が約58.0㎡/人で最も多く、次いで下新倉小学校区、新倉小学校区と続きます。

総合公園や運動公園といった大きな公園を除く身近な公園（街区公園、借地公園、提供公園、外環占有公園等）の整備水準は、第三小学校区及び広沢小学校区が最も多く、次いで、新倉小学校区、北原小学校区と続きます。

小学校区別の都市公園等の整備状況

(㎡/人)

小学校区		白子小	新倉小	第三小	第四小	第五小	広沢小	北原小	本町小	下新倉小	市域計
人口(R3(2021).3.31時点)(人)		10,624	10,236	8,973	11,425	12,316	3,599	11,033	7,530	8,076	83,812
街区公園	箇所数	1	8	4	1	2	1	3	1	1	22
	面積(㎡)	1,720	13,208	11,507	1,075	5,062	6,550	7,120	3,208	1,250	50,699
	一人当たりの面積(㎡/人)	0.16	1.29	1.28	0.09	0.41	1.82	0.65	0.43	0.15	0.60
運動公園	箇所数	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	面積(㎡)	0	81,120	0	0	0	0	0	0	92,857	173,977
	一人当たりの面積(㎡/人)	0.00	7.93	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11.50	2.08
総合公園	箇所数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	面積(㎡)	0	0	0	0	0	202,000	0	0	0	202,000
	一人当たりの面積(㎡/人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	56.13	0.00	0.00	0.00	2.41
都市公園計	箇所数	1	9	4	1	2	2	3	1	2	25
	面積(㎡)	1,720	94,328	11,507	1,075	5,062	208,550	7,120	3,208	94,107	426,676
	一人当たりの面積(㎡/人)	0.16	9.22	1.28	0.09	0.41	57.95	0.65	0.43	11.65	5.09
児童遊園 未決定公園	箇所数	6	2	2	5	7	0	2	1	8	33
	面積(㎡)	2,296	1,833	355	1,923	1,540	0	4,480	245	5,222	17,893
	一人当たりの面積(㎡/人)	0.22	0.18	0.04	0.17	0.13	0.00	0.41	0.03	0.65	0.21
占用公園	箇所数	0	2	1	0	1	0	1	0	0	5
	面積(㎡)	0	2,151	4,480	0	1,908	0	1,748	0	0	10,287
	一人当たりの面積(㎡/人)	0.00	0.21	0.50	0.00	0.15	0.00	0.16	0.00	0.00	0.12
その他の公園計	箇所数	6	4	3	5	8	0	3	1	8	38
	面積(㎡)	2,296	3,984	4,835	1,923	3,448	0	6,228	245	5,222	28,180
	一人当たりの面積(㎡/人)	0.22	0.39	0.54	0.17	0.28	0.00	0.56	0.03	0.65	0.34
都市公園等合計	箇所数	7	13	7	6	10	2	6	2	10	63
	面積(㎡)	4,016	98,312	16,341	2,998	8,510	208,550	13,347	3,453	99,329	454,856
	一人当たりの面積(㎡/人)	0.38	9.60	1.82	0.26	0.69	57.95	1.21	0.46	12.30	5.43

※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

小学校区別の身近な公園の整備状況

(㎡/人)

小学校区		白子小	新倉小	第三小	第四小	第五小	広沢小	北原小	本町小	下新倉小	市域計
人口(R3(2021).3.31時点)(人)		10,624	10,236	8,973	11,425	12,316	3,599	11,033	7,530	8,076	83,812
身近な公園 (街区公園とその他の公園)	箇所数	7	12	7	6	10	1	6	2	9	60
	面積(㎡)	4,016	17,192	16,341	2,998	8,510	6,550	13,347	3,453	6,472	78,879
	一人当たりの面積(㎡/人)	0.38	1.68	1.82	0.26	0.69	1.82	1.21	0.46	0.80	0.94

※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

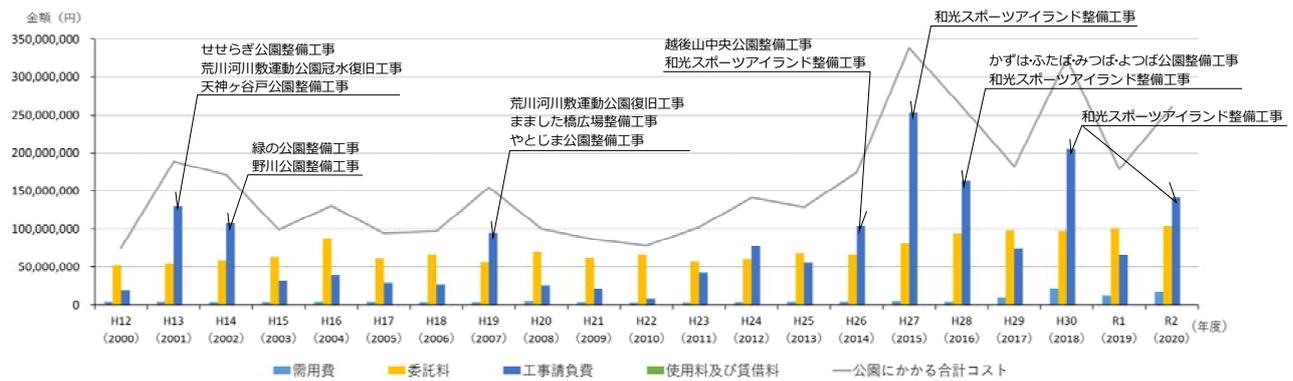


越後山中央公園

## (9) 公園・緑地の維持管理コスト

過去21年の公園にかかるコストは、近年増加傾向にあります。1公園当たりにかかるコストも市民ニーズの高まりや労務単価・物価等の上昇に伴い増加しています。

### 公園

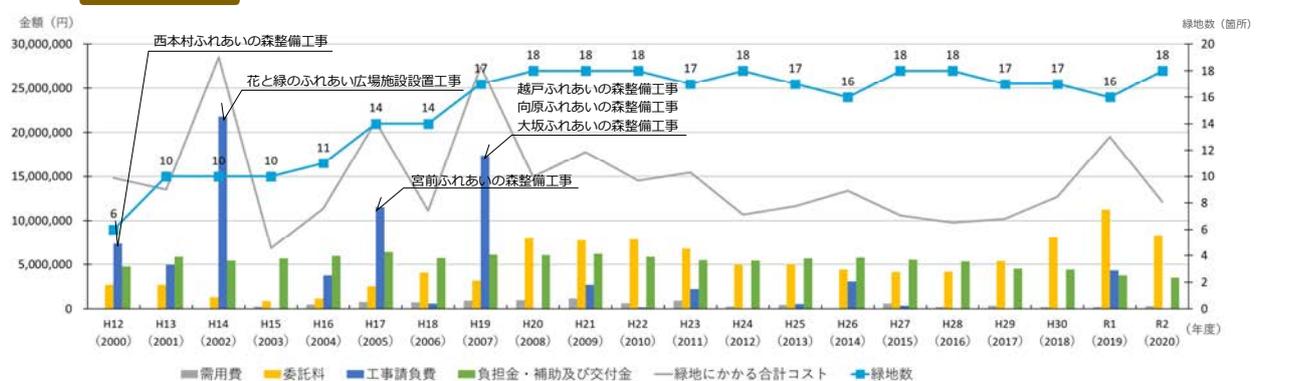


公園にかかるコストの推移



1公園当たりにかかるコストの推移

### 緑地



緑地にかかるコストの推移

※ 各節に計上している金額は、一部を抜粋しているため、決算書の数値と異なる場合があります。  
 ※ 一部、他の節で支出している項目を関連する他の節とまとめて計上している箇所があります。  
 ※ 記載している工事名は、金額の大きい主な工事です。  
 ※ 公園・緑地の中には、整備時より名称が変わっているもの、現在は廃止されているものも含まれます。

## (10) 法や条例等に基づくみどり

### < 特別緑地保全地区（都市緑地法） >

特別緑地保全地区は、本市の特徴的なみどりである台地斜面にある樹林地を保全する4箇所（午王山特別緑地保全地区、牛房八雲台特別緑地保全地区、上谷津特別緑地保全地区、白子宿特別緑地保全地区）、8,432㎡が指定されています。

名称	場所	面積	指定年月日
午王山特別緑地保全地区	新倉3丁目	2,380㎡	H17(2005).3.16
牛房八雲台特別緑地保全地区	白子2丁目	1,078㎡	H27(2015).2.23
白子宿特別緑地保全地区	白子2丁目	3,537㎡	H27(2015).12.2
上谷津特別緑地保全地区	新倉1丁目	1,437㎡	H30(2018).11.27

### < 市民緑地（都市緑地法） >

市民緑地は、本市に残る貴重な樹林地のみどりであり、市民の憩いの場として「ふれあいの森」という名称で市民に親しまれています。土地所有者、市民及び市の協働により緑地の保全・管理を進めています。

名称	場所	面積
新倉ふれあいの森	新倉2丁目	2,761㎡
大坂ふれあいの森	白子2丁目	1,427㎡
上谷津ふれあいの森	新倉1丁目	623㎡
城山ふれあいの森	白子3丁目	413㎡
午王山ふれあいの森	新倉3丁目	2,360㎡
坂下ふれあいの森	新倉3丁目	1,794㎡

### < 保全地区（和光市緑の保護および緑化推進に関する条例） >

市内の自然環境の保護、美観および風致を維持するため必要があると認める地区2箇所、7,267㎡が指定されています。

名称	場所	面積
指定第002号保全地区	白子2丁目	5,484㎡
指定第051号保全地区	新倉2丁目	1,783㎡

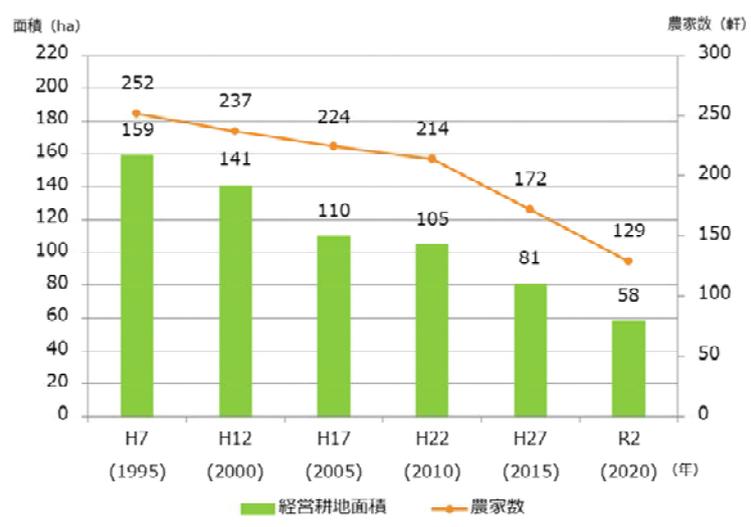
### < 保存樹木（和光市緑の保護および緑化推進に関する条例） >

市内の良好な自然環境を保護育成するため、条例に基づいた保存樹木が529本指定されています。



## (11) 農業・農地

本市の農地の状況は、令和2年（2020年）時点において、経営耕地面積は約58ha、農家数は129となっており、平成27年（2015年）から、経営耕地面積は約23ha、農家数は43軒の減少となっています。

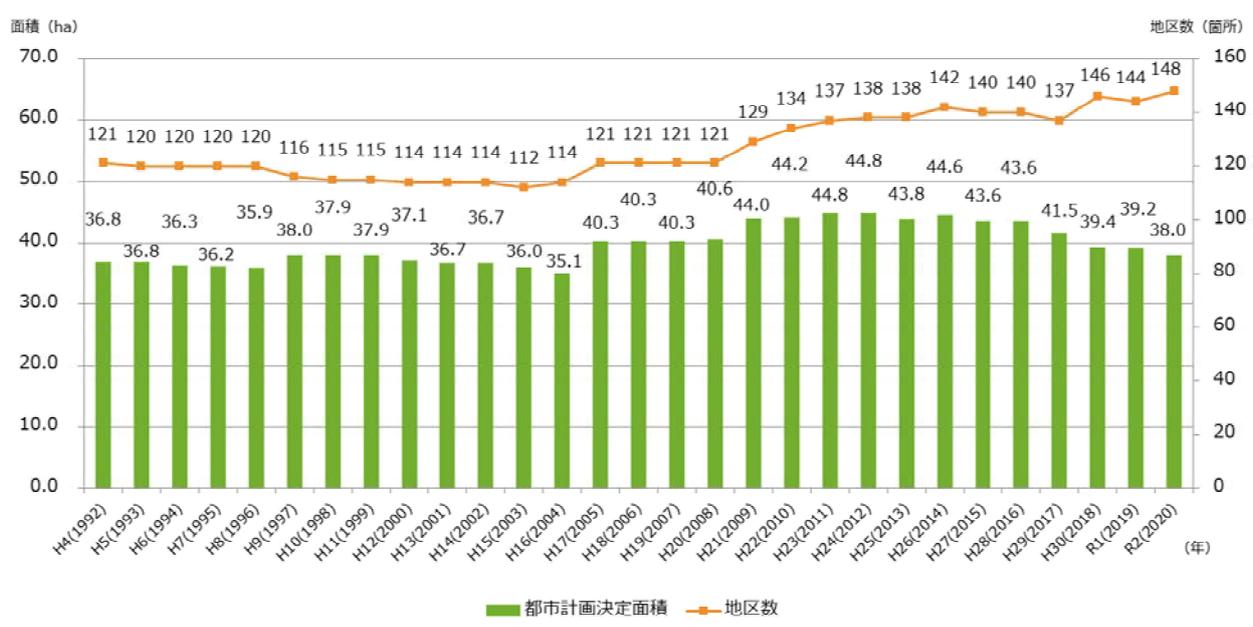


※経営耕地面積：農業経営体（30ha以上の農地経営を行っている農家等）が耕作している農地の面積

経営耕地面積と農家数の推移

(出典：農林業センサス)

また、生産緑地の面積は、令和2年（2020年）時点では約38.0ha、148箇所が指定されています。これは最も面積が広がった平成24年（2012年）と比較すると、約6.8haの減少となっていますが、箇所数は10箇所の増加となっています。



生産緑地地区の推移

## (12) みどりに関する支援制度

名 称	内 容
<b>保全地区制度</b> (公園みどり課)	市内の良好な自然環境を保護するため、特に自然環境の保護、美観および風致を維持するため必要があると認める地区を「保全地区」として指定、保全しています。 ●対象：保全地区の所有者等 ●助成：固定資産税および都市計画税の1/2に相当する額 ※「和光市緑の保護及び緑化推進に関する条例」に基づく
<b>保存樹木制度</b> (公園みどり課)	市内の良好な自然環境を保護するため、特に自然環境の保護、美観及び風致を維持するために必要があると認める樹木を「保存樹木」として指定、保護しています。 ●要件：①幹周りが1.2m以上かつ高さ10m以上 ②株立ちした樹木で高さ2.5m以上 ③つる性の木本で枝葉の面積が25㎡以上 ●助成：1本又は1株につき4,000円/年 ※「和光市緑の保護及び緑化推進に関する条例」に基づく
<b>公園サポーター活動支援制度</b> (公園みどり課)	公園愛護に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民との協働によるまちづくりを推進しています。 ●支援：美化活動又は公園等の利活用を行う個人又は団体（法人を含む）に対し、予算の範囲内において、当該活動に必要な物品の貸与又は支給 ※「和光市公園サポーター活動支援事業実施要綱」に基づく
<b>公共施設美化サポーター制度</b> (環境課)	ボランティアで環境美化活動（空き缶や吸殻等のゴミの収集や花壇の手入れ等）を行う個人、団体を支援しています。 ●支援：ボランティア活動保険の加入費の負担 環境美化活動に必要な物品等の支給又は貸与 回収したごみの処理 ※「和光市公共施設美化サポーター支援実施要綱」に基づく
<b>雨水浸透施設設置費補助制度</b> (環境課)	地下水の涵養のため、既存の戸建住宅に対する雨水浸透施設設置費の補助事業を実施しています。 ●対象となる施設：設置に適した雨水浸透施設 ●種類：雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ ●補助：要した費用の1/2を上限（1,000円未満切捨、5万円以下）1世帯につき1回を限度 ※「和光市まちづくり条例」第37条もしくは第48条の規定に基づき雨水浸透施設を設置する者を除く ※「和光市雨水浸透施設設置費補助金交付要綱」に基づく
<b>雨水貯留槽（雨水タンク）設置費補助制度</b> (環境課)	地下水の涵養のため、雨水貯留槽（雨水タンク）設置費の補助事業を実施しています。 ●対象となる施設：設置に適した雨水貯留槽（80ℓ以上） ●貯留槽数：一戸建て住宅→1基、集合住宅→建築面積(㎡)を100で除した基数（整数位） ●補助：一戸建て→要した費用の1/2（1,000円未満切捨、上限2万円） 集合住宅→要した費用の1/2（1,000円未満切捨、上限10万円） ※「和光市まちづくり条例」第37条の規定に基づき雨水貯留槽を設置する者を除く ※「和光市雨水貯留槽設置費補助金交付要綱」に基づく

### (13) 持続性が担保されていないみどり

公有地のみどりと違い、民有地のみどりは法的、もしくは社会通念上、その持続性が担保されません。主な民有地のみどりとして、市民緑地であるふれあいの森や、保全地区、生産緑地、一部の借地公園が挙げられます。民有地の中でも、社寺林は社会通念上持続性のあるみどりで、また、白子宿特別緑地保全地区は、民有地ですが法的に担保された緑地です。



持続性が担保されていない主なみどり

## 4. 目標

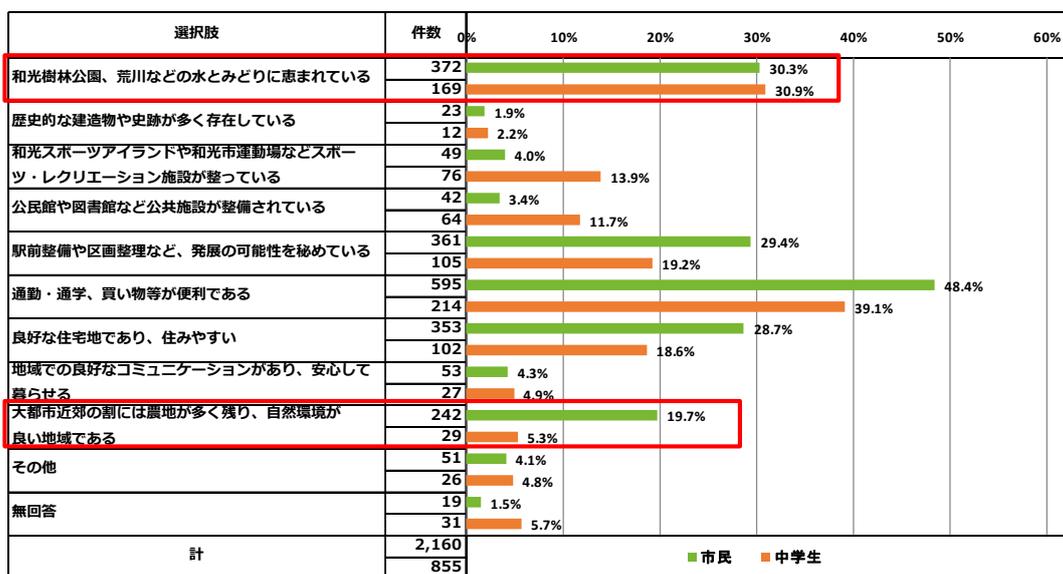
### (1) みどりの目標4, 5 (指標としたアンケートについて)

目標4, 5については、以下のアンケートを元に目標を設定しています。

#### 目標4 みどりを市の魅力と感じる人の割合

##### 都市計画マスタープラン策定のための市民アンケートより

▼ 和光市の魅力は何だと思えますか。(2つ以内で選択) ※再掲



「和光樹林公園、荒川などの水とみどりに恵まれている」と「大都市近郊の割には農地が多く残り、自然環境が良い地域である」を選択した人を合わせた人数の割合を指標とした。

##### みどりを市の魅力と感じる人の割合(現状値)の算出

◆ 都市マスタープラン策定のための市民アンケートの回答数

大人：1,229 中学生：547

◆ 次の各選択肢を選んだ件数

① 「水とみどりに恵まれている」 大人：372 中学生：169

② 「自然環境が良い地域である」 大人：242 中学生：29

◆ 割合(%) = (①の回答件数 + ②の回答件数) ÷ 回答数 × 100

大人 (372+242) ÷ 1,229 × 100 = **49.9%**

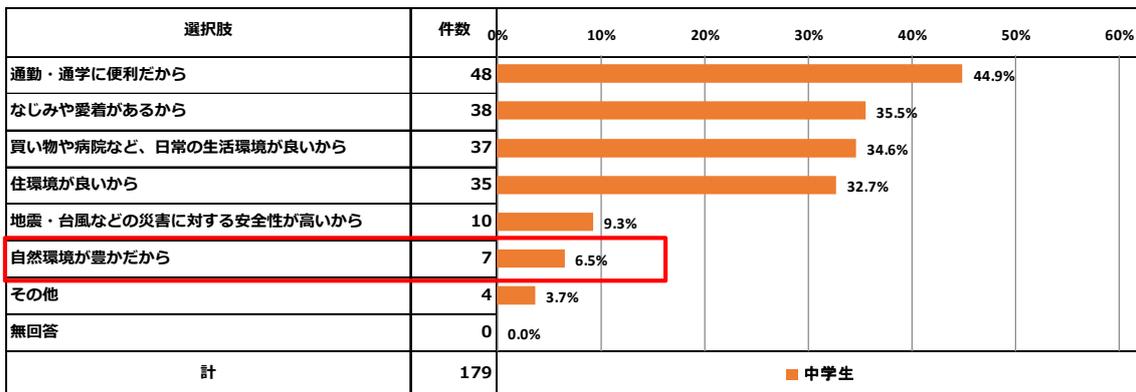
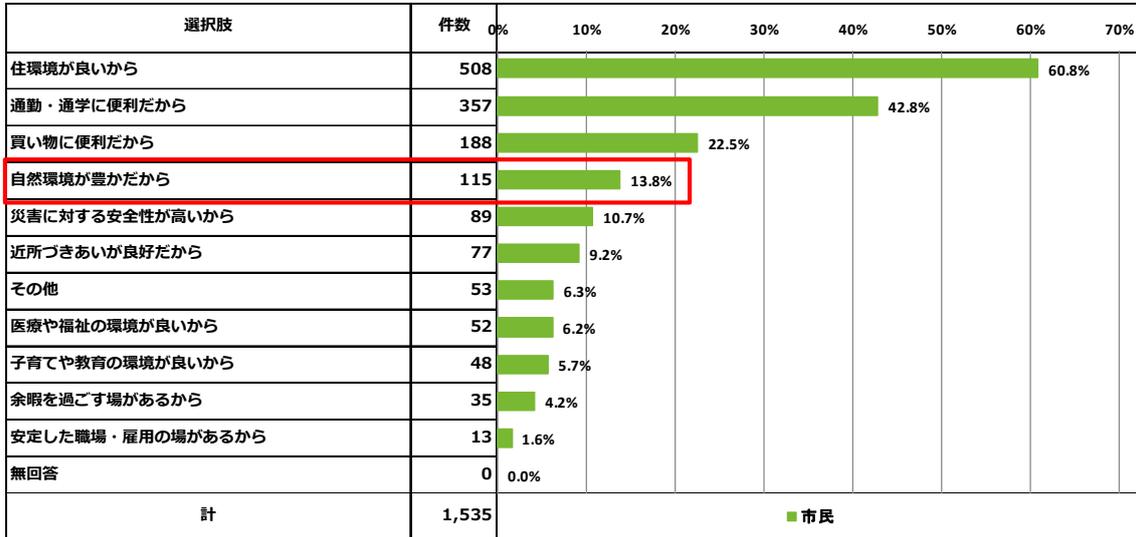
中学生 (169+29) ÷ 547 × 100 = **36.1%**

## 目標5

## 「自然環境が豊か」なので和光市に住み続けたい人の割合

### 都市計画マスタープラン策定のための市民アンケートより

▼「現在の場所に住み続けたい」と思う理由は何ですか。



「現在の場所に住み続けたいと思うか」の問いに対し、「住み続けたい」と回答した人のうち、定住理由として「自然環境が豊かだから」を選択した人数の割合を指標とした。

### 「自然環境が豊か」なので和光市に住み続けたい人の割合（現状値）の算出

◆「現在の場所に住み続けたい」と回答した人数 大人：835 中学生：107

◆次の選択肢を選んだ件数

「自然環境が豊かだから」 大人：115 中学生：7

◆割合（％）＝回答件数÷回答数×100

大人 115÷835×100＝13.8%

中学生 7÷107×100＝6.5%

## (2) 基本施策ごとの目標

本計画では、基本方針に基づく取組の効果やみどりの豊かさを図る指標として5つのみどりの目標を掲げました。この5つの目標に加え、各基本施策ごとの進捗状況を確認するため、下記のとおり目標を定めます。

### 基本方針1 みどりの維持

#### 基本施策1-1 今あるみどりを守る

個別施策①  
樹林地の保全

緑被率調査

1回 / 5年

個別施策④  
公園の維持管理

遊具の安全点検

1回 / 年

#### 基本施策1-2 愛されるみどりにする

個別施策①  
みどりの利用価値と  
存在価値の向上

市民協働で公園の利活用を  
検討した公園数

中間見直しまでに5公園

ふれあいの森保全方針の作成

中間見直しまでに作成

個別施策③  
誰にでもやさしい  
デザインの導入

インクルーシブ遊具の導入実績

計画期間中に3公園

### 基本方針2 みどりの創出

#### 基本施策2-1 新たなみどりをつくる

個別施策③  
公共の  
みどりの創出

公共施設の緑化件数  
(駐車場・壁面緑化等)

計画期間中に21件

個別施策④  
民有の  
みどりの創出

市民緑地認定制度の活用

計画期間中に1件以上

苗木等配布実績

400本 / 年

#### 基本施策2-2 今あるみどりを活用する

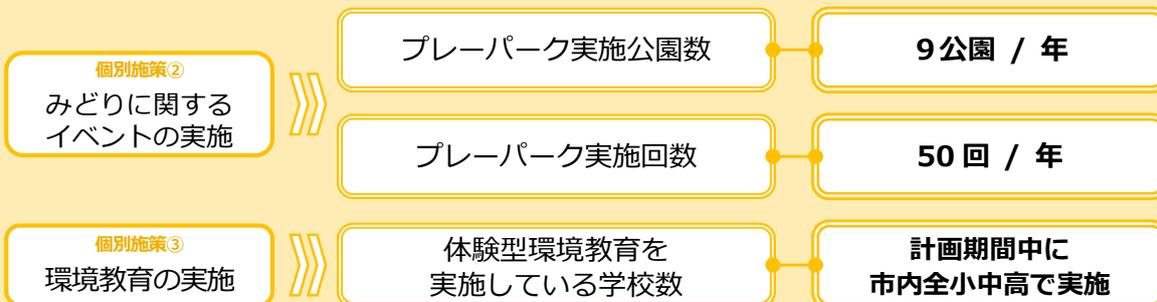
個別施策①  
公園を補完する  
公共施設等  
のみどりの活用

都市公園ストックの再編

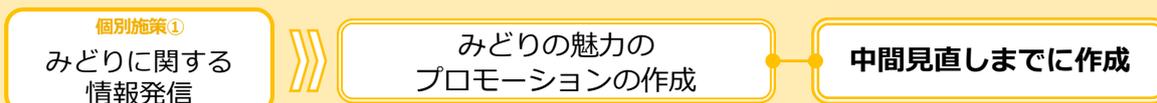
計画期間中に1件以上

### 基本方針3 みどりの魅力発信

#### 基本施策3-1 みどりに触れる機会をつくる

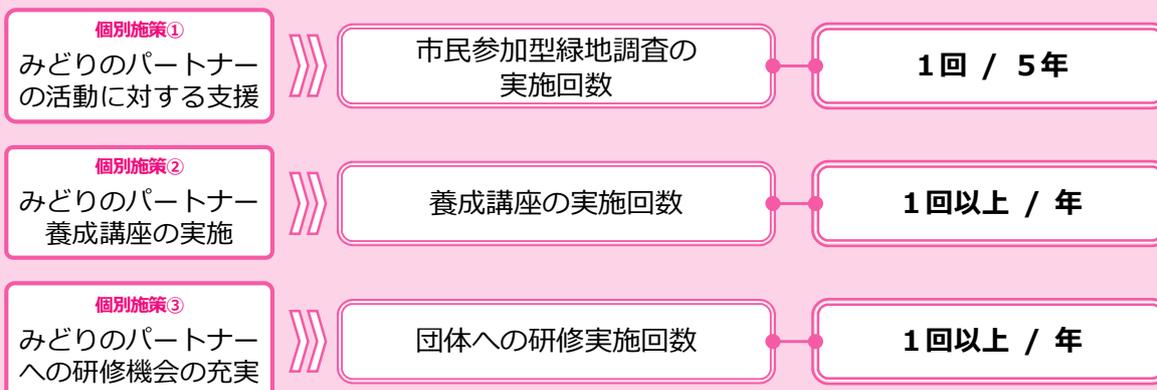


#### 基本施策3-2 みどりの良さを広める

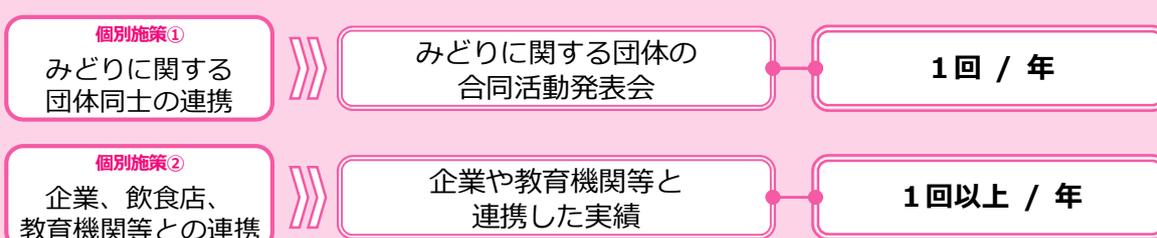


### 基本方針4 みどりのパートナーづくり

#### 基本施策4-1 みどりのパートナーを育てる



#### 基本施策4-2 みどりの輪をつなげる



## 5. 計画の策定体制と経過

### (1) 和光市みどりの基本計画見直し検討委員会設置要綱

制定 令和2年(2020年)12月25日 和光市告示第322号

(設置)

第1条 和光市みどりの基本計画(以下「計画」という。)の見直しの検討を行うため、和光市みどりの基本計画見直し検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の見直しに関する事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 市内関係団体を代表する者 6人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

2 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設部公園みどり課において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

## (2) 和光市みどりの基本計画見直し検討委員会委員名簿

◎委員長    ○副委員長

区分	所属	氏名
学識経験を有する者	千葉大学 准教授	◎ 木下 剛
市内関係団体を代表する者	和光市環境づくり市民会議	○ 峯岸 正雄
	和光市農業委員会	浪間 兼三
	NPO 法人わこう子育てネットワーク	猪瀬 知順
	NPO 法人和光・緑と湧き水の会	高橋 勝緒
	新倉午王山の会	小林 新
公募による市民	和光樹林公園パートナーズ	石井 史織
		戸部 正子 横田 明菜

## (3) 計画の策定経過

実施日	事項	内容
令和3年(2021年) 3月24日	第1回和光市みどりの基本計画見直し検討委員会	和光市みどりの基本計画の見直し、現行計画の進捗とみどりの現況、緑地の評価
令和3年(2021年) 5月12~13日	現地調査 ～和光市の湧水と緑地を巡る～	検討委員会による現地調査(緑地・公園/市内12箇所)
令和3年(2021年) 7月27日	現地調査(追加)	公園みどり課による現地調査(緑地・公園/市内13箇所)
令和3年(2021年) 8月27日	第2回和光市みどりの基本計画見直し検討委員会	緑地の現地調査の報告と評価、課題の整理について
令和3年(2021年) 11月24日	第3回和光市みどりの基本計画見直し検討委員会	和光市みどりの将来像、章構成について
令和4年(2022年) 2月3日	第4回和光市みどりの基本計画見直し検討委員会(書面開催)	素案について
令和4年(2022年) 2月22日~3月14日	パブリック・コメント募集	説明会①令和4年2月24日 説明会②令和4年2月25日 説明会③令和4年3月9日 意見数:11件
令和4年(2022年) 3月	策定	

## 和光市みどりの基本計画

策定年月 令和4年（2022年）3月

発行者 和光市

計画期間 令和4年度（2022年度）から  
令和23年度（2041年度）まで

担当課 和光市建設部公園みどり課



和光市イメージキャラクター  
わごうち



子どもたちが大人になっても暮らしたいと思える  
「湧き水」と「みどり」のまち

